

令和 7 年和泉市議会第 1 回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件 名	摘 要
議案第 1 1 号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第 1 2 号	和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
議案第 1 4 号	和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について	P. 104
議案第 1 5 号	和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 110
議案第 1 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	P. 118
議案第 1 7 号	和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 127
議案第 1 8 号	和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	P. 144
議案第 1 9 号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 151
議案第 2 1 号	和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について	P. 154
議案第 2 2 号	和泉市認定こども園条例制定について	P. 161
議案第 2 3 号	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 168
議案第 2 4 号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 171

議案第 11 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

総務省、外務省及び文部科学省から外国語指導助手の報酬額の見直しに係る通知があったことに鑑み、外国語指導助手に支給する報酬を増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表第6（第12条関係） 外国語指導助手報酬表		別表第6（第12条関係） 外国語指導助手報酬表	
号給	報酬月額	号給	報酬月額
	円		円
1	<u>335,000</u>	1	<u>300,000</u>
2	<u>345,000</u>	2	<u>320,000</u>
3	<u>355,000</u>	3	<u>345,000</u>
4	<u>360,000</u>	4	<u>350,000</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和6年政令第171号）の施行に伴い、新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市手数料条例の一部改正）

第1条 和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。 （1）～（17） 略 （17）の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア、イ 略 ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合（建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項第1号及び第2号の規定により特定構造計算基準又は特定増	（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。 （1）～（17） 略 （17）の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア、イ 略 ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合（建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項 <u>ただし書</u>の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造

新	旧
改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事又は建築副主事が審査する場合に限る。) にあつては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額 エ 略 (17)の3～(17)の5の2 略 (17)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号、第17号の8、別表第2の7及び別表2の12において「法」という。)第53条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア、イ 略 ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項第1号及び第2号の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事又は建築副主事が審査する場合に限る。) にあつては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表	計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合に限る。) にあつては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額 エ 略 (17)の3～(17)の5の2 略 (17)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号、第17号の8及び別表第2の7において「法」という。)第53条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア、イ 略 ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項ただし書の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合に限る。) にあつては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の

新	旧
の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額 エ 略 (17) の7、 (17) の8 略 (17) の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号及び第17号の14において「法」という。）<u>第11条第1項又は第12条第2項</u>の規定による判定（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「判定」という。）申請 1件（次のいずれかの1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の11において同じ。）につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>法第32条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号において同じ。）に含まれる他の建築物（<u>法第29条第3項</u>に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）（建築物エネルギー消費性能確保計画（<u>法第11条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。）に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）が、	区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額 エ 略 (17) の7、 (17) の8 略 (17) の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号及び第17号の14において「法」という。）<u>第12条第1項又は第13条第2項</u>の規定による判定（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「判定」という。）申請 1件（次のいずれかの1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の11において同じ。）につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>法第37条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号において同じ。）に含まれる他の建築物（<u>法第34条第3項</u>に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）（建築物エネルギー消費性能確保計画（<u>法第12条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。）に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）が、

新	旧
当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準（<u>法第30条第1項第4号の建築物エネルギー消費性能誘導基準をいう。</u>）（当該他の建築物の部分に限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量に係るイ又はロの区分に限る。）と同じものに限る。）（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「認定を受けた他の建築物」という。） イ 略 （17）の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号において「法」という。）<u>第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更の判定</u>（以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において「変更の判定」という。）申請 1件につき別表第2の15（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（<u>法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。</u>以下この号において同じ。）に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において同じ。）が、当該建築物エネルギ	当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準（<u>法第35条第1項第4号の建築物エネルギー消費性能誘導基準をいう。</u>）（当該他の建築物の部分に限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号の設計一次エネルギー消費量に係るイ又はロの区分に限る。）と同じものに限る。）（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「認定を受けた他の建築物」という。） イ 略 （17）の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号において「法」という。）<u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定</u>（以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において「変更の判定」という。）申請 1件につき別表第2の15（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（<u>法12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。</u>以下この号において同じ。）に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、別表第2の14及び別表第2の15にお

新	旧
一消費性能確保計画の直近の判定又は変更の判定（以下この号及び別表第2の14において「判定等」という。）に係る評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合（認定を受けた他の建築物の場合を除く。）は、別表第2の14）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 （17）の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第13条</u>に規定する書面の交付 1件につき別表第2の15の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 （17）の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号及び別表第2の16において「法」という。）<u>第29条第1項</u>の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア 1件（当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>法第29条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。第17号の14において同じ。）に<u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載のある場合は、1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の14において同じ。）につき別表第2の16の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	いて同じ。）が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定又は変更の判定（以下この号及び別表第2の14において「判定等」という。）に係る評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合（認定を受けた他の建築物の場合を除く。）は、別表第2の14）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 （17）の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第11条</u>に規定する書面の交付 1件につき別表第2の15の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 （17）の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この号、別表第2の16及び別表第2の20において「法」という。）<u>第34条第1項</u>の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア 1件（当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>法第34条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。第17号の14において同じ。）に<u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載のある場合は、1の建築物ごとに1件とする。次号及び第17号の14において同じ。）につき別表第2の16の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

新	旧
イ 法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(法第31条第2項において準用する場合を含み、以下この号において「みなし確認審査」という。)の申出をしようとする場合にあっては、1件につき和泉市建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)第68条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。 ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項第1号及び第2号の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事又は建築副主事が審査する場合に限る。)にあっては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額 エ 略 (17)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	イ 法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(法第36条第2項において準用する場合を含み、以下この号において「みなし確認審査」という。)の申出をしようとする場合にあっては、1件につき和泉市建築基準法施行条例(以下この号において「条例」という。)第68条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額。この場合において、同表区分の欄中「申請又は通知」とあるのは、「申出」とする。 ウ みなし確認審査の申出をしようとする建築物の計画が高度な構造計算によって安全性を確かめるものである場合(建築基準法第6条第1項の申請を行う場合に、同法第6条の3第1項ただし書の規定により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを建築主事が審査する場合に限る。)にあっては、当該構造計算を行う1の建築物ごと(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと)に条例第68条第2項の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額 エ 略 (17)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

新	旧
(以下この号において「法」という。) <u>第31条第1項</u>の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額 ア 1件につき別表第2の17(変更の認定申請をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画(<u>法第32条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号及び次号において同じ。))に係る評価方法(<u>法第29条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が、<u>法第30条第1項第1号</u>に掲げる基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、次号及び別表第2の16から別表第2の19までにおいて同じ。)(当該1の建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。))が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の<u>法第29条第1項</u>の認定又は<u>法第31条第1項</u>の変更の認定(以下この号、次号及び別表第2の16において「認定等」という。))に係る評価方法と同一でないもの、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物のいずれかがあるものに係る場合は、別表第2の16)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 イ 略	(以下この号において「法」という。) <u>第36条第1項</u>の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額 ア 1件につき別表第2の17(変更の認定申請をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画(<u>法第37条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号及び次号において同じ。))に係る評価方法(<u>法第34条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が、<u>法第35条第1項第1号</u>に掲げる基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、次号及び別表第2の16から別表第2の19までにおいて同じ。)(当該1の建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。))が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の<u>法第34条第1項</u>の認定又は<u>法第36条第1項</u>の変更の認定(以下この号、次号及び別表第2の16において「認定等」という。))に係る評価方法と同一でないもの、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むもの又は当該申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物のいずれかがあるものに係る場合は、別表第2の16)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 イ 略

新				旧			
(17) の14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の18 (軽微な変更 (法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の18及び別表第2の19において同じ。)) をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法 (当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものにあつては、当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。)) が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合は、別表第2の19) の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (17) の15 削除				(17) の14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の18 (軽微な変更 (法第36条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の18及び別表第2の19において同じ。)) をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法 (当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものにあつては、当該書面の交付を受けようとする建築物に係る部分に限る。以下この号において同じ。)) が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直の認定等に係る評価方法と同一でない場合は、別表第2の19) の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (17) の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による認定申請 1件につき別表第2の20の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額			
(17) の16～(42) 略 2～5 略 別表第2の7 (第2条関係)				(17) の16～(42) 略 2～5 略 別表第2の7 (第2条関係)			
項		区分		手数料の額			
		認定等 に係る	認定等に係る評 価方法	認定申請に係る床面積の合計			
		認定等 に係る	認定等に係る評 価方法	認定申請に係る床面積の合計			

新					旧				
		建築物					建築物		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この表及び別表第2の11において「技術的基準」という。）に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この表及び別表第2の11において「技術的基準」という。）に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,400 円</u>				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,000 円</u>
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>31,400 円</u>				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>30,700 円</u>
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>93,300 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>91,600 円</u>
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>147,400 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>144,900 円</u>
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>186,100 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>182,900 円</u>
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>228,600 円</u>
			50,000 平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>				50,000 平方メートル以上のもの	<u>319,900 円</u>
		そのモデル建築物によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>103,400 円</u>			そのモデル建築物によるもの	300 平方メートル未満のもの	<u>101,500 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>130,800 円</u>				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>128,600 円</u>
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>171,400 円</u>				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>168,500 円</u>
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>275,800 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>271,200 円</u>
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>359,300 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>353,400 円</u>

新						旧							
					方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの		
					10,000 平方メートル以上 25,000	<u>431,300 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000	<u>424,200 円</u>	
					平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの		
					25,000 平方メートル以上 50,000	<u>505,500 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000	<u>497,300 円</u>	
					平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの		
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>654,000 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>643,400 円</u>	
					その他の もの	300 平方メートル未満のもの					<u>265,800 円</u>	300 平方メートル未満のもの	<u>261,300 円</u>
						300 平方メートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの					<u>332,300 円</u>	300 平方メートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの	<u>326,800 円</u>
						1,000 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの					<u>428,200 円</u>	1,000 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの	<u>421,200 円</u>
						2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの					<u>609,900 円</u>	2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	<u>600,000 円</u>
						5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの					<u>750,600 円</u>	5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	<u>738,500 円</u>
						10,000 平方メートル以上 25,000					<u>886,700 円</u>	10,000 平方メートル以上 25,000	<u>872,400 円</u>
						平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの	
						25,000 平方メートル以上 50,000					<u>1,011,300 円</u>	25,000 平方メートル以上 50,000	<u>994,900 円</u>
						平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの	
						50,000 平方メートル以上のもの					<u>1,260,300 円</u>	50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,240,000 円</u>
2	一戸建	登録住宅性能評	全てのもの		<u>5,900 円</u>	2	一戸建	登録住宅性能評	全てのもの		<u>5,600 円</u>		
	ての住	価機能等が技術					ての住	価機能等が技術					
	宅	的基準に適合す					宅	的基準に適合す					

新						旧					
			ると認めたもの					ると認めたもの			
		その	誘導仕様	200 平方メートル未満のもの	<u>22,900 円</u>			その	誘導仕様	200 平方メートル未満のもの	<u>22,400 円</u>
		他の	基準によ	200 平方メートル以上のもの	<u>24,500 円</u>			他の	基準によ	200 平方メートル以上のもの	<u>23,900 円</u>
		もの	るもの					もの	るもの		
			誘導基準	200 平方メートル未満のもの	<u>32,200 円</u>						
			併用法に	200 平方メートル以上のもの	<u>35,300 円</u>						
			よるもの								
		その他の		200 平方メートル未満のもの	<u>42,300 円</u>			その他の		200 平方メートル未満のもの	<u>41,400 円</u>
		もの		200 平方メートル以上のもの	<u>46,900 円</u>			もの		200 平方メートル以上のもの	<u>46,000 円</u>
3	共同住	登録住宅性能評		300 平方メートル未満のもの	<u>11,300 円</u>	3	共同住	登録住宅性能評		300 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>
	宅等	価機関等が技術		300 平方メートル以上 2,000 平方	<u>23,700 円</u>		宅等	価機関等が技術		300 平方メートル以上 2,000 平方	<u>23,200 円</u>
		的基準に適合す		メートル未満のもの				的基準に適合す		メートル未満のもの	
		ると認めたもの		2,000 平方メートル以上 5,000 平	<u>52,300 円</u>			ると認めたもの		2,000 平方メートル以上 5,000 平	<u>51,400 円</u>
				方メートル未満のもの						方メートル未満のもの	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平	<u>93,300 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平	<u>91,800 円</u>
				方メートル未満のもの						方メートル未満のもの	
				10,000 平方メートル以上 25,000	<u>149,800 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000	<u>147,700 円</u>
				平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000	<u>226,300 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000	<u>223,500 円</u>
				平方メートル未満のもの						平方メートル未満のもの	
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>343,100 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>339,400 円</u>
		その	誘導仕様	300 平方メートル未満のもの	<u>40,700 円</u>			その	誘導仕様	300 平方メートル未満のもの	<u>39,900 円</u>
		他の	基準によ	300 平方メートル以上 2,000 平方	<u>68,500 円</u>			他の	基準によ	300 平方メートル以上 2,000 平方	<u>67,300 円</u>

新						旧					
			もの	るもの	メートル未満のもの				もの	るもの	メートル未満のもの
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>121,900 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>183,000 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>333,800 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>562,700 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>985,000 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの
				誘導基準	300 平方メートル未満のもの	<u>61,600 円</u>					
				併用法に	300 平方メートル以上 2,000 平方	<u>101,800 円</u>					
				よるもの	メートル未満のもの						
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>175,300 円</u>					
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>254,900 円</u>					
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>487,700 円</u>					
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>848,100 円</u>					
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,533,200 円</u>					
				その他の	300 平方メートル未満のもの	<u>82,500 円</u>				その他の	300 平方メートル未満のもの
											<u>81,000 円</u>

新							旧						
				もの	300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	<u>135, 800 円</u>					もの	300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	<u>133, 500 円</u>
					2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	<u>229, 400 円</u>						2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	<u>225, 600 円</u>
					5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	<u>327, 600 円</u>						5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	<u>322, 400 円</u>
					10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	<u>642, 400 円</u>						10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	<u>632, 400 円</u>
					25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	<u>1, 134, 200 円</u>						25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	<u>1, 116, 900 円</u>
					50, 000 平方メートル以上のもの	<u>2, 082, 300 円</u>						50, 000 平方メートル以上のもの	<u>2, 050, 900 円</u>
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の		4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の	

新			旧		
		用途に供する部分の住戸数が1の場合は当該部分を2の項の1戸建ての住宅とみなし、その他の場合は住宅の用途に供する部分を3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び認定申請に係る面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額			用途に供する部分を2の項の1戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考			備考		
1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。			1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。 <u>別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</u>		
2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		

新	旧
をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 3 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。 4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 （1）非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。<u>以下この項において同じ。</u>） （2）一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関</u>（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。） （3）複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 5 「モデル建物法」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準に適合することを確認することをいう。</u>	をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。<u>別表第2の11において同じ。</u> 3 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。<u>別表第2の11において同じ。</u> 4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。<u>別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</u> （1）非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。<u>第3号において同じ。</u>） （2）一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。<u>次号において同じ。</u>） （3）複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、<u>登録住宅性能評価機関であるもの</u> 5 「モデル建物法」とは、<u>法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</u>

新					旧				
6 「誘導仕様基準」とは、<u>省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。</u> 7 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物をいう。 8 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 9 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。 <u>10 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（1）の基準に適合することを確認することをいう。</u>					6 「誘導仕様基準」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。別表第2の11において同じ。</u> 7 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物<u>（共用部分を含む。）</u>をいう。<u>別表第2の11において同じ。</u> 8 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。<u>別表第2の11において同じ。</u> 9 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物<u>（共用部分を含む。）</u>をいう。<u>別表第2の11において同じ。</u>				
別表第2の11（第2条関係）					別表第2の11（第2条関係）				
項	区分			手数料の額	項	区分			手数料の額
	変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の床面積の合計			変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合	300平方メートル未満のもの	6,400円	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合	300平方メートル未満のもの	6,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円

新					旧					
			すると認め たもの	方メートル未満のもの				すると認め たもの	方メートル未満のもの	
				2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	<u>46,400 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	<u>74,400 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	<u>73,100 円</u>
				10,000 平方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの	<u>93,800 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>92,100 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平 方メートル未満のもの	<u>117,000 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>114,900 円</u>
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>163,400 円</u>				50,000 平方メートル以上のもの	<u>160,600 円</u>
			その 他の もの	モデル 300 平方メートル未満のもの	<u>52,400 円</u>			その 他の もの	モデル 300 平方メートル未満のもの	<u>51,400 円</u>
				建物法 300 平方メートル以上 1,000 平方メ ートル未満のもの	<u>66,100 円</u>				建物法 300 平方メートル以上 1,000 平方 メートル未満のもの	<u>64,900 円</u>
				による 1,000 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	<u>86,400 円</u>				による 1,000 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの	<u>84,900 円</u>
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方 メートル未満のもの	<u>138,600 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	<u>136,200 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	<u>180,400 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平 方メートル未満のもの	<u>177,300 円</u>
				10,000 平方メートル以上 25,000 平 方メートル未満のもの	<u>216,300 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>212,700 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平 方メートル未満のもの	<u>253,500 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>249,200 円</u>

新						旧							
					50,000 平方メートル以上のもの	327,700 円					50,000 平方メートル以上のもの	322,300 円	
					300 平方メートル未満のもの	133,600 円				その他 のもの	300 平方メートル未満のもの	131,300 円	
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	166,800 円					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	164,000 円	
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	214,800 円					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	211,200 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	305,700 円					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	300,600 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	376,000 円					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	369,800 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	444,100 円					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	436,800 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	506,300 円					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	498,100 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	630,800 円					50,000 平方メートル以上のもの	620,600 円	
				2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの				全てのもの	3,700 円	2	一戸建ての住宅
				その誘導仕	200 平方メートル未満のもの	12,200 円					その誘導仕	200 平方メートル未満のもの	11,800 円
				他の様基準	200 平方メートル以上のもの	12,900 円					他の様基準	200 平方メートル以上のもの	12,600 円

新						旧					
			もの	によるもの				もの	によるもの		
			誘導基	200 平方メートル未満のもの	<u>16,800 円</u>						
			準併用	200 平方メートル以上のもの	<u>18,400 円</u>						
			法によ								
			るもの								
			その他	200 平方メートル未満のもの	<u>21,800 円</u>			その他	200 平方メートル未満のもの	<u>21,300 円</u>	
			のもの	200 平方メートル以上のもの	<u>24,200 円</u>			のもの	200 平方メートル以上のもの	<u>23,600 円</u>	
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300 平方メートル未満のもの	<u>6,400 円</u>	3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	<u>6,100 円</u>	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>12,600 円</u>				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>12,200 円</u>	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>26,900 円</u>				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>26,300 円</u>	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>47,400 円</u>				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>46,600 円</u>	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>75,500 円</u>				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>74,600 円</u>	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>113,900 円</u>				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>112,900 円</u>	
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>172,200 円</u>				50,000 平方メートル以上のもの	<u>171,300 円</u>	
		その	誘導仕	300 平方メートル未満のもの	<u>21,100 円</u>			その	誘導仕	300 平方メートル未満のもの	<u>20,600 円</u>
		他の	様基準	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>35,000 円</u>			他の	様基準	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>34,300 円</u>
		もの	による					もの	による		

新						旧					
			もの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>61,700 円</u>				もの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>60,600 円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>92,200 円</u>					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>90,800 円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>167,500 円</u>					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>165,100 円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>282,100 円</u>					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>278,400 円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>493,200 円</u>					50,000平方メートル以上のもの	<u>487,100 円</u>
			誘導基	300平方メートル未満のもの	<u>31,500 円</u>						
			準併用	300平方メートル以上2,000平方メ	<u>51,600 円</u>						
			法によ	ートル未満のもの							
			るもの	2,000平方メートル以上5,000平方	<u>88,300 円</u>						
				メートル未満のもの							
				5,000平方メートル以上10,000平	<u>128,200 円</u>						
				方メートル未満のもの							
				10,000平方メートル以上25,000平	<u>244,500 円</u>						
				方メートル未満のもの							
				25,000平方メートル以上50,000平	<u>424,800 円</u>						
				方メートル未満のもの							
				50,000平方メートル以上のもの	<u>767,300 円</u>						
			その他	300平方メートル未満のもの	<u>41,900 円</u>				その他	300平方メートル未満のもの	<u>41,100 円</u>
			のもの	300平方メートル以上2,000平方	<u>68,600 円</u>				のもの	300平方メートル以上2,000平方	<u>67,400 円</u>

新						旧						
					メートル未満のもの					メートル未満のもの		
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	113,500円	
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,900円	
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	317,000円	
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円	
					50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円				50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円	
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途		4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途

新				旧			
			に供する部分の 住戸数が1の場合 は当該部分を 2の項の一戸建 ての住宅とみな し、その他の場 合は住宅の用途 に供する部分を 3の項の共同住 宅等とみなして 変更の認定等に 係る評価方法の 欄及び変更の認 定申請に係る床 面積の合計の欄 に掲げる区分に 応じそれぞれ右 欄に定める金額 を加算した額				に供する部分を 2の項の一戸建 ての住宅又は3 の項の共同住宅 等とみなして変 更の認定等に係 る評価方法の欄 及び変更の認定 申請に係る床面 積の合計の欄に 掲げる区分に応 じそれぞれ右欄 に定める金額を 加算した額
備考 別表第2の7の備考の規定は、この表についても適用する。				別表第2の12（第2条関係）			
別表第2の12（第2条関係）				別表第2の12（第2条関係）			
項	区分		手数料の額	項	区分		手数料の額
	書面の交	書面の交付 書面の交付を受けようとする建			書面の交付を受けよう	書面の交付を受けようとする建	

新					旧				
	付を受けようとする建築物	を受けようとする建築物に係る評価方法	建築物の床面積の合計			とする建築物に係る評価方法	建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認めたとしたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円	1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認めたとしたもの	1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円	
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円					
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円	
			50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円			50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円	
		その他のモデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	52,400 円	2	その他のモデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円	
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	66,100 円					
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	86,400 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	84,900 円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	138,600 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	136,200 円	

新						旧							
2	一戸建て	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当		方メートル未満のもの					方メートル未満のもの				
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,400 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	177,300 円			
				その他のもの	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの				216,300 円	その他のもの	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	212,700 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの				253,500 円		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	249,200 円	
					50,000 平方メートル以上のもの				327,700 円		50,000 平方メートル以上のもの	322,300 円	
					300 平方メートル未満のもの				133,600 円		その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの	164,000 円
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの				166,800 円				
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの				214,800 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	211,200 円
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの				305,700 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	300,600 円
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの				376,000 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	369,800 円
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの				444,100 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	436,800 円
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの				506,300 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	498,100 円
			50,000 平方メートル以上のもの	630,800 円	50,000 平方メートル以上のもの	620,600 円							

新					旧				
	の住宅	すると認めたもの							
		その	誘導仕	200 平方メートル未満のもの	12,200 円				
		他の	様基準	200 平方メートル以上のもの	12,900 円				
		もの	による						
			もの						
			誘導基	200 平方メートル未満のもの	16,800 円				
			準併用	200 平方メートル以上のもの	18,400 円				
			法によ						
			るもの						
			その他	200 平方メートル未満のもの	21,800 円				
			のもの	200 平方メートル以上のもの	24,200 円				
	3 共同住宅等	登録住宅性能		300 平方メートル未満のもの	6,400 円				
		評価機関等が		300 平方メートル以上 2,000 平方	12,600 円				
		軽微な変更	に	メートル未満のもの					
		該当すると認		2,000 平方メートル以上 5,000 平	26,900 円				
		めたもの		方メートル未満のもの					
				5,000 平方メートル以上 10,000	47,400 円				
				平方メートル未満のもの					
				10,000 平方メートル以上 25,000	75,500 円				
				平方メートル未満のもの					
				25,000 平方メートル以上 50,000	113,900 円				
				平方メートル未満のもの					
				50,000 平方メートル以上のもの	172,200 円				

新				旧					
			その誘導仕	300 平方メートル未満のもの	21,100 円				
			他の様基準	300 平方メートル以上 2,000 平方	35,000 円				
			ものによる	メートル未満のもの					
			もの	2,000 平方メートル以上 5,000 平	61,700 円				
				方メートル未満のもの					
				5,000 平方メートル以上 10,000	92,200 円				
				平方メートル未満のもの					
				10,000 平方メートル以上 25,000	167,500 円				
				平方メートル未満のもの					
				25,000 平方メートル以上 50,000	282,100 円				
				平方メートル未満のもの					
				50,000 平方メートル以上のもの	493,200 円				
			誘導基	300 平方メートル未満のもの	31,500 円				
			準併用	300 平方メートル以上 2,000 平方	51,600 円				
			法によ	メートル未満のもの					
			るもの	2,000 平方メートル以上 5,000 平	88,300 円				
				方メートル未満のもの					
				5,000 平方メートル以上 10,000	128,200 円				
				平方メートル未満のもの					
				10,000 平方メートル以上	244,500 円				
				25,000 平方メートル未満のもの					
				25,000 平方メートル以上 50,000	424,800 円				
				平方メートル未満のもの					

新						旧					
				50,000 平方メートル以上のもの	767,300 円						
			その他	300 平方メートル未満のもの	41,900 円						
			のもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,600 円						
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	115,400 円						
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	164,500 円						
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	321,800 円						
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	567,800 円						
				50,000 平方メートル以上のもの	1,041,900 円						
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ							

新				旧				
			それぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分の戸数が1の場合は当該部分を2の項の戸建ての住宅とみなし、その他の場合は住宅の用途に供する部分を3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額					
備考								
1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。								
2 「床面積の合計」とは、書面の交付を受けようとする建築物の部分の床面								

新	旧
<u>積の合計をいう。</u> 3 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。 4 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物をいう。 5 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 6 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。 7 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。次表において同じ。 (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。） (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。） (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 8 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準に適合することを確認することをいう。 9 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。	

新				旧				
10 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（1）の基準に適合することを確認することをいう。								
別表第2の13（第2条関係）				別表第2の13（第2条関係）				
項	区分			手数料の額	項	区分		手数料の額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計			書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	300 平方メートル未満のもの	11,300 円	1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400 円				
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,400 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	93,300 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	147,400 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	186,100 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	232,500 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円

新					旧				
			50,000 平方メートル以上のもの	325,300 円			50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円	
	その	モデル	300 平方メートル未満のもの	103,400 円	2	その他の	モデル建物法に	1,000 平方メートル未満のもの	128,600 円
	他の	建物法	300 平方メートル以上 1,000 平方	130,800 円		もの	よるもの		
	もの	による	メートル未満のもの						
		もの	1,000 平方メートル以上 2,000 平	171,400 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平	168,500 円
			方メートル未満のもの					方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平	275,800 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平	271,200 円
			方メートル未満のもの					方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平	359,300 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平	353,400 円
			方メートル未満のもの					方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000	431,300 円				10,000 平方メートル以上 25,000	424,200 円
			平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000	505,500 円				25,000 平方メートル以上 50,000	497,300 円
			平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	654,000 円				50,000 平方メートル以上のもの	643,400 円
	その他		300 平方メートル未満のもの	265,800 円			その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの	326,800 円
	のもの		300 平方メートル以上 1,000 平方	332,300 円					
			メートル未満のもの						
			1,000 平方メートル以上 2,000 平	428,200 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平	421,200 円
			方メートル未満のもの					方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平	609,900 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平	600,000 円
			方メートル未満のもの					方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平	750,600 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平	738,500 円

新						旧					
				方メートル未満のもの					方メートル未満のもの		
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	886,700 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	872,400 円	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,011,300 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	994,900 円	
				50,000 平方メートル以上のもの	1,260,300 円				50,000 平方メートル以上のもの	1,240,000 円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 ¹ に該当すると認めたもの			5,900 円						
		その誘導仕	200 平方メートル未満のもの	22,900 円							
		他の様基準	200 平方メートル以上のもの	24,500 円							
		ものによる									
		もの									
		誘導基	200 平方メートル未満のもの	32,200 円							
		準併用	200 平方メートル以上のもの	35,300 円							
		法によ									
		るもの									
		その他	200 平方メートル未満のもの	42,300 円							
		のもの	200 平方メートル以上のもの	46,900 円							
3	共同住宅等	登録住宅性	300 平方メートル未満のもの	11,300 円							
		能評価機関	300 平方メートル以上 2,000 平方	23,700 円							
		等が軽微な	メートル未満のもの								
		変更 ¹ に該当	2,000 平方メートル以上 5,000 平	52,300 円							
		すると認め	方メートル未満のもの								

新					旧				
			たもの	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	93,300 円				
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	149,800 円				
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	226,300 円				
				50,000 平方メートル以上のもの	343,100 円				
		その	誘導仕	300 平方メートル未満のもの	40,700 円				
		他の	様基準	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,500 円				
		もの	による	もの					
			もの	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	121,900 円				
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	183,000 円				
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	333,800 円				
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	562,700 円				
				50,000 平方メートル以上のもの	985,000 円				
			誘導基	300 平方メートル未満のもの	61,600 円				
			準併用	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	101,800 円				
			法によ	るもの					
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	175,300 円				

新						旧					
				方メートル未満のもの							
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	254,900 円						
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	487,700 円						
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	848,100 円						
				50,000 平方メートル以上のもの	1,533,200 円						
			その他	300 平方メートル未満のもの	82,500 円						
			のもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	135,800 円						
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	229,400 円						
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	327,600 円						
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	642,400 円						
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,134,200 円						
				50,000 平方メートル以上のもの	2,082,300 円						
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなす							

新				旧					
			して書面の交付を受 けようとする建築物 に係る評価方法の欄 及び書面の交付を受 けようとする建築物 の床面積の合計の欄 に掲げる区分に応じ それぞれ右欄に定め る金額に、住宅の用 途に供する部分の住 戸数が1の場合は当 該部分を2の項の一 戸建ての住宅とみな し、その他の場合は 住宅の用途に供する 部分を3の項の共同 住宅等とみなして書 面の交付を受けよう とする建築物に係る 評価方法の欄及び書 面の交付を受けよう とする建築物の床面 積の合計の欄に掲げ						

新				旧				
			る区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額					
備考 別表第2の12の備考の規定は、この表についても適用する。								
別表第2の14（第2条関係）				表第2の14（第2条関係）				
項	区分		手数料の額	項	区分		手数料の額	
	判定等に係る建築物	判定等に係る床面積の合計			判定等に係る建築物	床面積の合計		
1	認定を受けた他の建築物	300平方メートル未満のもの	11,300円	1	認定を受けた他の建築物	1,000平方メートル未満のもの	19,000円	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円					
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円	
		50,000平方メートル未満のもの	325,300円			50,000平方メートル未満のもの	319,900円	
2	前項建築物以外の	モデル建物	300平方メートル未満のもの	2	前項建築物以外の	モデル建物	300平方メートル未満のもの	21,600円
		法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの			法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円

新					旧				
	非住宅建	の	一ト未満のもの			建築物	の	一ト未満のもの	
	築物（工		1,000平方メートル以上2,000平方	43,800円		（工場等		1,000平方メートル以上2,000平方	43,000円
	場等のみ		メートル未満のもの			のみのも		メートル未満のもの	
	のものに		2,000平方メートル以上5,000平方	110,300円		のに限		2,000平方メートル以上5,000平方	108,400円
	限る。）		メートル未満のもの			る。）		メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方	166,000円				5,000平方メートル以上10,000平方	163,200円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方	206,200円				10,000平方メートル以上25,000平方	202,800円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上50,000平方	255,700円				25,000平方メートル以上50,000平方	251,500円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	355,500円				50,000平方メートル以上のもの	349,700円
		その他のも	300平方メートル未満のもの	26,800円			その他のも	300平方メートル未満のもの	26,200円
		の	300平方メートル以上1,000平方メ	36,100円			の	300平方メートル以上1,000平方メ	35,400円
			ートル未満のもの					ートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上2,000平方	50,000円				1,000平方メートル以上2,000平方	49,100円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	
			2,000平方メートル以上5,000平方	118,000円				2,000平方メートル以上5,000平方	116,000円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	
			5,000平方メートル以上10,000平方	174,500円				5,000平方メートル以上10,000平方	171,600円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方	215,500円				10,000平方メートル以上25,000平方	211,900円
			メートル未満のもの					メートル未満のもの	

新					旧				
3	前2項の建築物以外の非住宅建築物	モデル建築物 法によるもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>266,500円</u>	3	前2項の建築物以外の建築物	モデル建築物 法によるもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>262,100円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>368,600円</u>				50,000平方メートル以上のもの	<u>362,600円</u>
			300平方メートル未満のもの	<u>101,000円</u>				300平方メートル未満のもの	<u>99,200円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>128,500円</u>				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>126,300円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>169,100円</u>				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>166,200円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>273,500円</u>				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>357,000円</u>				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>351,100円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>428,900円</u>				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>421,900円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>503,200円</u>				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>651,600円</u>				50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100円</u>
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>263,400円</u>			その他のもの	300平方メートル未満のもの	<u>259,000円</u>
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>329,900円</u>				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>324,500円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>425,800円</u>				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>418,900円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方	<u>607,600円</u>				2,000平方メートル以上5,000平方	<u>597,700円</u>

新						旧					
				メートル未満のもの					メートル未満のもの		
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円	
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	884,400 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円	
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円	
				50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900 円				50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円	
	4	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	20,600 円						
			併用法によるもの	200 平方メートル以上のもの	22,100 円						
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	29,900 円						
			の	200 平方メートル以上のもの	33,000 円						
				200 平方メートル未満のもの	39,900 円						
				200 平方メートル以上のもの	44,600 円						
	5	共同住宅等	仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	38,400 円						
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円						
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600 円						
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円						
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円						

新					旧				
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円					
			50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円					
		併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	59,300 円					
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	99,500 円					
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	173,000 円					
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円					
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円					
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800 円					
			50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900 円					
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	80,200 円					
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500 円					
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100 円					
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300 円					
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円					

新					旧					
			<u>方メートル未満のもの</u>							
			<u>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>1,131,900 円</u>						
			<u>50,000 平方メートル以上のもの</u>	<u>2,080,000 円</u>						
<u>6</u>	<u>複合建築物</u>		住宅以外の用途に供する部分が工場等のみの場合は当該部分を2の項の非住宅建築物とみなし、その他の場合は住宅以外の用途に供する部分を3の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の欄及び判定等に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に							

新				旧				
			<u>供する部分の住戸数が1の場合</u> <u>は当該部分を4</u> <u>の項の一戸建て</u> <u>の住宅とみなし、</u> <u>その他の場合は</u> <u>住宅の用途に供</u> <u>する部分を5の</u> <u>項の共同住宅等</u> <u>とみなして判定</u> <u>等に係る建築物</u> <u>の欄及び判定等</u> <u>に係る床面積の</u> <u>合計の欄に掲げ</u> <u>る区分に応じそ</u> <u>れぞれ右欄に定</u> <u>める金額を加算</u> <u>した額</u>					
備考				備考				
1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。				1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。 <u>次表から別表第2の20までにおいて同じ。</u>				
2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。 ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含				2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（ <u>増築又は改築（以下「増築等」という。）</u> の判定等であって、当該増築等に係る建築物に				

新	旧
むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 <u>3 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。</u> <u>4 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物をいう。</u> <u>5 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</u> <u>6 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。</u> <u>7 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。</u> <u>8 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</u>	<u>ついて建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第2の16において「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積。次表において同じ。）の合計をいう。</u>ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。 <u>3 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。次表及び別表第2の20において同じ。</u> <u>4 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。次表において同じ。</u>

新				旧			
9 「仕様基準」とは、省令第1条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。 10 「併用法」とは、省令第1条第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は省令第1条第2号イ（2）及び同号ロ（1）に適合することを確認することをいう。							
別表第2の15（第2条関係）				別表第2の15（第2条関係）			
項	区分		手数料の額	項	区分		手数料の額
	変更の判定に係る評価方法又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る床面積の合計又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計			変更の判定に係る評価方法又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	認定を受けた他の建築物	300 平方メートル未満のもの	6,400 円	1	認定を受けた他の建築物	300 平方メートル未満のもの	6,100 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000	117,000 円			25,000 平方メートル以上 50,000	114,900 円

新				旧			
			平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの
			50,000 平方メートル以上のもの				50,000 平方メートル以上のもの
2	前項建築物以外の非住宅建築物(工場等のものに限る。)	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	2	前項建築物以外の建築物(工場等のものに限る。)	モデル建物法	1,000 平方メートル未満のもの
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの				
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの
			50,000 平方メートル以上のもの				50,000 平方メートル以上のもの
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの			その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの				
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

新					旧				
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	88,000 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	86,400 円	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	108,500 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	106,600 円	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	134,000 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	131,700 円	
			50,000 平方メートル以上のもの	185,000 円			50,000 平方メートル以上のもの	181,900 円	
3	前 2 項の建築物以外の非住宅建築物	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	51,200 円	3	前 2 項の建築物以外の建築物	モデル建物法によるもの	1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円					
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	85,300 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700 円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	137,500 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,200 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円	
			50,000 平方メートル以上のもの	326,500 円			50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円	
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	132,400 円			その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方	165,700 円					

新					旧				
			<u>メートル未満のもの</u>						
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>213,600 円</u>			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>210,000 円</u>	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>304,500 円</u>			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>299,500 円</u>	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>374,900 円</u>			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>368,700 円</u>	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>442,900 円</u>			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>435,700 円</u>	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>505,200 円</u>			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>496,900 円</u>	
			50,000 平方メートル以上のもの	<u>629,700 円</u>			50,000 平方メートル以上のもの	<u>619,500 円</u>	
	4	一戸建て	仕様基準によるもの	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>11,000 円</u>				
		の住宅	併用法によるもの	<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>11,800 円</u>				
			その他のもの	<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>15,700 円</u>				
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>17,200 円</u>				
				<u>200 平方メートル未満のもの</u>	<u>20,700 円</u>				
				<u>200 平方メートル以上のもの</u>	<u>23,000 円</u>				
	5	共同住宅	仕様基準によるもの	<u>300 平方メートル未満のもの</u>	<u>19,900 円</u>				
		等		<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>33,800 円</u>				
				<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>60,500 円</u>				

新					旧				
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,100 円					
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400 円					
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900 円					
			50,000 平方メートル以上のもの	492,000 円					
		併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	30,400 円					
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500 円					
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200 円					
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円					
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円					
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600 円					
			50,000 平方メートル以上のもの	766,200 円					
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,800 円					
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500 円					
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300 円					

新					旧				
			<u>方メートル未満のもの</u> 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの <u>方メートル未満のもの</u> 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの 50,000 平方メートル以上のもの	 163,400 円 320,700 円 566,600 円 1,040,700 円					
6	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分が工場等のみの場合は当該部分を2の項の非住宅建築物とみなし、その他の場合は住宅以外の用途に供する部分を3の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る評価方法又は書面の交付を受けようとする建築物の欄及び変更の判定に						

新				旧				
			係る床面積の合計 又は書面の交付を 受けようとする建 築物の床面積の欄 に掲げる区分に応 じそれぞれ右欄に 定める金額に、住 宅の用途に供する 部分の住戸数が1 の場合は当該部分 を4の項の一戸建 ての住宅とみな し、その他の場合 は住宅の用途に供 する部分を5の項 の共同住宅等とみ なして変更の判定 に係る評価方法又 は書面の交付を受 けようとする建築 物の欄及び変更の 判定に係る床面積 の合計又は書面の					

新				旧					
			交付を受けようとする建築物の床面積の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額						
備考 別表第2の14の備考の規定は、この表についても適用する。									
別表第2の16（第2条関係）				別表第2の16（第2条関係）					
項	区分			手数料の額	項	区分			手数料の額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	認定申請に係る床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	認定申請に係る共用部分を考慮した床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価	300 平方メートル未満のもの	11,300 円	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価	300 平方メートル未満のもの	11,000 円
		機関等が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表及び次表において「性能向上基準」という。）に適合すると認めたもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400 円			機関等が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表及び次表において「性能向上基準」という。）に適合すると認めたもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	31,400 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	93,300 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	147,400 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	186,100 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円

新						旧						
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>232,500 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>228,600 円</u>
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>325,300 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>319,900 円</u>
					その 他の もの	モデル建物 法によるもの					300 平方メートル未満のもの	<u>101,000 円</u>
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>128,500 円</u>					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>126,300 円</u>		
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>169,100 円</u>					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>166,200 円</u>		
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>273,500 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>269,000 円</u>		
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>357,000 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>351,100 円</u>		
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>428,900 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>421,900 円</u>		
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>503,200 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>495,000 円</u>		
			50,000 平方メートル以上のもの	<u>651,600 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>641,100 円</u>		
			その他のもの		300 平方メートル未満のもの	<u>263,400 円</u>			その他のもの		300 平方メートル未満のもの	<u>259,000 円</u>
					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>329,900 円</u>					300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>324,500 円</u>
					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>425,800 円</u>					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>418,900 円</u>
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>607,600 円</u>					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>597,700 円</u>

新							旧						
					方メートル未満のもの						方メートル未満のもの		
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>748,300 円</u>					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>736,200 円</u>	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>884,400 円</u>					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>870,100 円</u>	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>1,008,900 円</u>					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>992,600 円</u>	
					50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,257,900 円</u>					50,000 平方メートル以上のもの	<u>1,237,700 円</u>	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	全てのもの		<u>5,900 円</u>		2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	全てのもの	<u>5,600 円</u>		
		その	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>20,600 円</u>			その	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>20,100 円</u>		
		他の	の	200 平方メートル以上のもの	<u>22,100 円</u>			他の	の	200 平方メートル以上のもの	<u>21,600 円</u>		
			誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	<u>29,900 円</u>								
				200 平方メートル以上のもの	<u>33,000 円</u>								
			その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>39,900 円</u>				その他のもの	200 平方メートル未満のもの	<u>39,100 円</u>		
				200 平方メートル以上のもの	<u>44,600 円</u>					200 平方メートル以上のもの	<u>43,700 円</u>		
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合	300 平方メートル未満のもの		<u>11,300 円</u>		3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合	300 平方メートル未満のもの	<u>11,000 円</u>		
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		<u>23,700 円</u>					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>23,200 円</u>		

新					旧				
		すると認めたもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>52,300円</u>			すると認めたもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>51,400円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>93,300円</u>				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>91,800円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>149,800円</u>				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>147,700円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>226,300円</u>				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>223,500円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>343,100円</u>				50,000平方メートル以上のもの	<u>339,400円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	<u>38,400円</u>			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	<u>37,600円</u>
			300平方メートル未満のもの	<u>66,200円</u>				300平方メートル未満のもの	<u>65,000円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>119,600円</u>				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>117,600円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>180,700円</u>				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>177,800円</u>
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>331,500円</u>				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>326,500円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>560,400円</u>				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>552,300円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>982,600円</u>				50,000平方メートル以上のもの	<u>968,800円</u>
		誘導基準併用	300平方メートル未満のもの	<u>59,300円</u>					
			300平方メートル以上2,000平方	<u>99,500円</u>					

新					旧					
4	複合建築物			法によるもの	メートル未満のもの					
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	173,000 円					
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円					
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円					
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800 円					
				50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900 円					
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの	80,200 円				
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500 円					
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100 円					
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300 円					
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円					
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900 円					
				50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000 円					
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの	78,700 円				
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	131,200 円					
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	223,400 円					
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	320,100 円					
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	630,100 円					
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,114,700 円					
				50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円					
4	複合建築物	住宅以外の用			4	複合建築物	住宅以外の用			

新				旧			
			途に供する部分 を1の項の非住 宅建築物とみな して認定等に係 る評価方法の欄 及び認定申請に 係る床面積の合 計の欄に掲げる 区分に応じそれ ぞれ右欄に定め る金額に、住宅 の用途に供する 部分の住戸数が 1の場合は当該 部分を2の項の 一戸建ての住宅 とみなし、その 他の場合は住宅 の用途に供する 部分を3の項の 共同住宅等とみ なして認定等に 係る評価方法の				途に供する部分 を1の項の非住 宅建築物とみな して認定等に係 る評価方法の欄 及び認定申請に 係る共用部分を 考慮した床面積 の合計の欄に掲 げる区分に応じ それぞれ右欄に 定める金額に、 住宅の用途に供 する部分を2の 項の一戸建ての 住宅又は3の項 の共同住宅等と みなして認定等 に係る評価方法 の欄及び認定申 請に係る共用部 分を考慮した床 面積の合計の欄

新			旧		
		欄及び認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額			に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考			備考		
<u>1 「床面積の合計」とは、法第2条第1項第3号に規定する消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>2 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。</u>			<u>1 「共用部分を考慮した床面積」とは、共同住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定等の申請に係る部分であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量が同省令第13条第3項第2号の数値によるものについては、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積をいう。別表第2の17において同じ。</u> <u>2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の共用部分を考慮した床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の共用部分を考慮した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>3 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。次表及び別表第2の20において同じ。</u>		

新	旧
<u>3</u> 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。<u>以下この項において同じ。</u>） (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関</u>（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。） (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 <u>4</u> 「モデル建物法」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u>（<u>以下この表において「省令」という。</u>）第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準に適合することを確認することをいう。 <u>5</u> 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。 <u>6</u> 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物をいう。 <u>7</u> 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。 <u>8</u> 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。 <u>9</u> 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）	<u>4</u> 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。<u>次表から別表第2の20までにおいて同じ。</u> (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。<u>第3号において同じ。</u>） (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。<u>次号において同じ。</u>） (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、<u>登録住宅性能評価機関であるもの</u> <u>5</u> 「モデル建物法」とは、<u>省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める方法</u>をいう。<u>次表から別表第2の19までにおいて同じ。</u> <u>6</u> 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。<u>次表において同じ。</u> <u>7</u> 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物<u>（共用部分を含む。）</u>をいう。<u>次表及び別表第2の20において同じ。</u> <u>8</u> 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。<u>次表及び別表第2の20において同じ。</u> <u>9</u> 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物<u>（共用部分を含む。）</u>をいう。<u>次表及び別表第2の20において同じ。</u>

新				旧					
の基準又は省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（1）の基準に適合することを確認することをいう。									
別表第2の17（第2条関係）				別表第2の17（第2条関係）					
項	区分			手数料の額	項	区分			手数料の額
	変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る床面積の合計			変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の共用部分を考慮した床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,100 円
			300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円			300 平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円	
			1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円			1,000 平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円	
			2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円			2,000 平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円	
			5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円			5,000 平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円	
			10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円			10,000 平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円	
			25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円			25,000 平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円	
			50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円			50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円	
			そのモデル建築物	300 平方メートル未満のもの			51,200 円	そのモデル建築物	300 平方メートル未満のもの

新						旧					
			他の物法によるもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円				他の物法によるもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	85,300 円					1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	137,500 円					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	135,100 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200 円					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	176,200 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,200 円					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	211,600 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300 円					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	248,100 円
				50,000 平方メートル以上のもの	326,500 円					50,000 平方メートル以上のもの	321,100 円
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの					132,400 円	その他のもの
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの		165,700 円				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	162,900 円	
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		213,600 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	210,000 円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		304,500 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	299,500 円	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		374,900 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	368,700 円	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		442,900 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	435,700 円	

新						旧					
				平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの		
				25,000 平方メートル以上 50,000	505,200 円				25,000 平方メートル以上 50,000	496,900 円	
				平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの		
				50,000 平方メートル以上のもの	629,700 円				50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円	
2	一戸建て の住宅	登録住宅性能 評価機関等が 性能向上基準 に適合すると 認めたもの	全てのもの		3,700 円	2	一戸建て の住宅	登録住宅性能 評価機関等が 性能向上基準 に適合すると 認めたもの	全てのもの		3,400 円
		その誘導仕様 他の基準によ るもの	200 平方メートル未満のもの	11,000 円				その誘導仕様 他の基準によ るもの	200 平方メートル未満のもの	10,700 円	
			200 平方メートル以上のもの	11,800 円					200 平方メートル以上のもの	11,400 円	
		誘導基準	200 平方メートル未満のもの	15,700 円							
		併用法に よるもの	200 平方メートル以上のもの	17,200 円							
		その他の もの	200 平方メートル未満のもの	20,700 円				その他の もの	200 平方メートル未満のもの	20,200 円	
			200 平方メートル以上のもの	23,000 円					200 平方メートル以上のもの	22,500 円	
3	共同住宅 等	登録住宅性能 評価機関等が 性能向上基準 に適合すると 認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円		3	共同住宅 等	登録住宅性能 評価機関等が 性能向上基準 に適合すると 認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,100 円	
			300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	12,600 円					300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの	12,200 円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	26,900 円					2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの	26,300 円	
			5,000 平方メートル以上 10,000	47,400 円					5,000 平方メートル以上 10,000	46,800 円	

新					旧						
				平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの		
				10, 000 平方メートル以上 25, 000	75, 500 円				10, 000 平方メートル以上 25, 000	74, 600 円	
					平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの	
					25, 000 平方メートル以上 50, 000				113, 900 円	25, 000 平方メートル以上 50, 000	112, 900 円
					平方メートル未満のもの					平方メートル未満のもの	
					50, 000 平方メートル以上のもの				172, 200 円	50, 000 平方メートル以上のもの	171, 300 円
			その誘導仕様 他の基準によるもの		300 平方メートル未満のもの				19, 900 円	300 平方メートル未満のもの	19, 400 円
					300 平方メートル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの				33, 800 円	300 平方メートル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの	33, 100 円
				2, 000 平方メートル以上 5, 000 平 方メートル未満のもの	60, 500 円				2, 000 平方メートル以上 5, 000 平 方メートル未満のもの	59, 400 円	
				5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	91, 100 円				5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	89, 600 円	
				10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	166, 400 円				10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	164, 000 円	
				25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	280, 900 円				25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	277, 300 円	
				50, 000 平方メートル以上のもの	492, 000 円				50, 000 平方メートル以上のもの	486, 000 円	
				誘導基準	300 平方メートル未満のもの				30, 400 円		
				併用法に よるもの	300 平方メートル以上 2, 000 平方 メートル未満のもの				50, 500 円		
					2, 000 平方メートル以上 5, 000 平 方メートル未満のもの				87, 200 円		

新						旧									
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円									
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円									
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600 円									
					50,000 平方メートル以上のもの	766,200 円									
					その他のもの	300 平方メートル未満のもの						40,800 円			
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500 円									
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300 円									
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,400 円									
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700 円									
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600 円									
					50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700 円									
					4 複合建築物							住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係	4 複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係

新			旧		
		る評価方法の欄及び 変更の認定申請に 係る床面積の合計の 欄に掲げる区分に応 じそれぞれ右欄に定 める金額に、住宅の 用途に供する部分の 住戸数が1の場合は 当該部分を2の項の 一戸建ての住宅とみ なし、その他の場合 は住宅の用途に供す る部分を3の項の共 同住宅等とみなして 変更の認定に係る評 価方法の欄及び変更 の認定申請に係る床 面積の合計の欄に掲 げる区分に応じそれ ぞれ右欄に定める金 額を加算した額			る評価方法の欄及び 変更の認定申請に 係る部分の共用部分 を考慮した床面積の 合計の欄に掲げる区 分に応じそれぞれ右 欄に定める金額に、 住宅の用途に供する 部分を2の項の一戸 建ての住宅又は3の 項の共同住宅等とみ なして変更の認定に 係る評価方法の欄及 び変更の認定申請に 係る部分の共用部分 を考慮した床面積の 合計の欄に掲げる区 分に応じそれぞれ右 欄に定める金額を加 算した額
備考 別表第2の16の備考の規定は、この表についても適用する。			別表第2の18（第2条関係）		
別表第2の18（第2条関係）			別表第2の18（第2条関係）		

新					旧				
項	区分			手数料の額	項	区分		手数料の額	
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計			書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400 円	1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000 平方メートル未満のもの	10,100 円	
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400 円					
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,000 円	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	46,400 円	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	73,100 円	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	92,100 円	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	114,900 円	
			50,000 平方メートル以上のもの	163,400 円			50,000 平方メートル以上のもの	160,600 円	
		その他のモデル建築物のもの	300 平方メートル未満のもの	51,200 円		2	その他のモデル建築物のもの	1,000 平方メートル未満のもの	63,700 円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900 円					
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	85,300 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	83,700 円

新					旧				
				方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>137,500 円</u>			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>135,100 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>179,200 円</u>			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>176,200 円</u>
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>215,200 円</u>			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>211,600 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>252,300 円</u>			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>248,100 円</u>
				50,000 平方メートル以上のもの	<u>326,500 円</u>			50,000 平方メートル以上のもの	<u>321,100 円</u>
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	<u>132,400 円</u>		その他のもの	1,000 平方メートル未満のもの	<u>162,900 円</u>
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	<u>165,700 円</u>				
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>213,600 円</u>			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	<u>210,000 円</u>
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>304,500 円</u>			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	<u>299,500 円</u>
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>374,900 円</u>			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	<u>368,700 円</u>
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>442,900 円</u>			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>435,700 円</u>
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>505,200 円</u>			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>496,900 円</u>

新						旧					
				50,000 平方メートル以上のもの	629,700 円				50,000 平方メートル以上のもの	619,500 円	
2	一戸建て の住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 すると認めたもの			3,700 円						
		その誘導仕様	200 平方メートル未満のもの		11,000 円						
		他の基準によ るもの	200 平方メートル以上のもの		11,800 円						
		誘導基準	200 平方メートル未満のもの		15,700 円						
		併用法に よるもの	200 平方メートル以上のもの		17,200 円						
		その他の もの	200 平方メートル未満のもの		20,700 円						
			200 平方メートル以上のもの		23,000 円						
3	共同住宅 等	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認 めたもの	300 平方メートル未満のもの		6,400 円						
			300 平方メートル以上 2,000 平方 メートル未満のもの		12,600 円						
			2,000 平方メートル以上 5,000 平 方メートル未満のもの		26,900 円						
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		47,400 円						
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		75,500 円						
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		113,900 円						
			50,000 平方メートル以上のもの		172,200 円						

新					旧				
			その誘導仕様	300 平方メートル未満のもの	19,900 円				
			他の基準によるもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,800 円				
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500 円				
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,100 円				
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400 円				
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900 円				
				50,000 平方メートル以上のもの	492,000 円				
			誘導基準	300 平方メートル未満のもの	30,400 円				
			併用法によるもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500 円				
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200 円				
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000 円				
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300 円				
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600 円				

新					旧				
				50,000 平方メートル以上のもの	766,200 円				
			その他の	300 平方メートル未満のもの	40,800 円				
			もの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500 円				
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300 円				
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,400 円				
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700 円				
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600 円				
				50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700 円				
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ					

新				旧				
			それぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分の戸数が1の場合は当該部分を2の項の戸建ての住宅とみなし、その他の場合は住宅の用途に供する部分を3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額					
備考 別表第2の16の備考の規定は、この表についても適用する。				別表第2の19（第2条関係）				
別表第2の19（第2条関係）				別表第2の19（第2条関係）				
項	区分		手数料の額	項	区分		手数料の額	
	書面の交	書面の交付を	書面の交付を受けようとする建		書面の交付を	書面の交付を受けようとする建		

新					旧				
		付を受けようとする建築物	受けようとする建築物に係る評価方法	建築物の床面積の合計			受けようとする建築物に係る評価方法	建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	登録住宅性能	300 平方メートル未満のもの		1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円
			評価機関等が	300 平方メートル以上 1,000 平方	19,400 円				
			軽微な変更	メートル未満のもの					
			該当すると認	1,000 平方メートル以上 2,000 平	31,400 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平	30,700 円
			めたもの	方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平	93,300 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平	91,600 円
				方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
				5,000 平方メートル以上 10,000	147,400 円			5,000 平方メートル以上 10,000	144,900 円
				平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの	
				10,000 平方メートル以上 25,000	186,100 円			10,000 平方メートル以上 25,000	182,900 円
				平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,000	232,500 円			25,000 平方メートル以上 50,000	228,600 円
				平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの	
				50,000 平方メートル以上のもの	325,300 円			50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円
		そのモデル建築物以外のもの	モデル建	300 平方メートル未満のもの	101,000 円	2	そのモデル建築物以外のもの	1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
			他の物法によ	300 平方メートル以上 1,000 平方	128,500 円				
			るもの	メートル未満のもの					
				1,000 平方メートル以上 2,000 平	169,100 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平	166,200 円
				方メートル未満のもの				方メートル未満のもの	
				2,000 平方メートル以上 5,000 平	273,500 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平	269,000 円

新					旧					
2	戸建て	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当	1	方メートル未満のもの		2	戸建て	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当	方メートル未満のもの	
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	357,000 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
				50,000 平方メートル以上のもの	651,600 円				50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
				その他の300 平方メートル未満のもの	263,400 円				その他の1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900 円					
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	425,800 円				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600 円				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	884,400 円				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900 円				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円
				50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900 円				50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円
				2 戸建て 登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当					5,900 円	

新					旧				
	の住宅	すると認めたもの							
		その誘導仕様	200 平方メートル未満のもの	20,600 円					
		他の基準によるもの	200 平方メートル以上のもの	22,100 円					
		誘導基準	200 平方メートル未満のもの	29,900 円					
		併用法によるもの	200 平方メートル以上のもの	33,000 円					
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	39,900 円					
			200 平方メートル以上のもの	44,600 円					
3	共同住宅等	登録住宅性能	300 平方メートル未満のもの	11,300 円					
		評価機関等が	300 平方メートル以上 2,000 平方	23,700 円					
		軽微な変更によるもの	メートル未満のもの						
		該当すると認めたもの	2,000 平方メートル以上 5,000 平方	52,300 円					
			メートル未満のもの						
			5,000 平方メートル以上 10,000	93,300 円					
			平方メートル未満のもの						
			10,000 平方メートル以上 25,000	149,800 円					
			平方メートル未満のもの						
			25,000 平方メートル以上 50,000	226,300 円					
			平方メートル未満のもの						
			50,000 平方メートル以上のもの	343,100 円					
		その誘導仕様	300 平方メートル未満のもの	38,400 円					
		他の基準によるもの	300 平方メートル以上 2,000 平方	66,200 円					

新						旧					
			もの	るもの	メートル未満のもの						
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600 円					
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円					
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円					
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円					
					50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円					
				誘導基準	300 平方メートル未満のもの	59,300 円					
				併用法によるもの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	99,500 円					
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	173,000 円					
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	252,600 円					
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400 円					
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800 円					
					50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900 円					
				その他の	300 平方メートル未満のもの	80,200 円					

新					旧				
			もの	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500 円				
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100 円				
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300 円				
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100 円				
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900 円				
				50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000 円				
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用					

新				旧																				
			途に供する部分の住戸数が1の場合は当該部分を2の項の一戸建ての住宅とみなし、その他の場合は住宅の用途に供する部分を3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額																					
備考 別表第2の16の備考の規定は、この表についても適用する。				別表第2の20（第2条関係）																				
別表第2の20 削除				<table><tr><th rowspan="2">項</th><th colspan="3">区分</th><th rowspan="2">手数料の額</th></tr><tr><th>認定申請を受けようとする建築物</th><th>認定に係る評価方法</th><th>床面積の合計</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">非住宅建築物</td><td>登録住宅性能評価機関等が法第2条</td><td>300平方メートル未満のもの</td><td>11,000円</td></tr><tr><td></td><td>300平方メートル以上1,000平方</td><td>19,000円</td></tr></table>					項	区分			手数料の額	認定申請を受けようとする建築物	認定に係る評価方法	床面積の合計	1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第2条	300平方メートル未満のもの	11,000円		300平方メートル以上1,000平方	19,000円
項	区分			手数料の額																				
	認定申請を受けようとする建築物	認定に係る評価方法	床面積の合計																					
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第2条	300平方メートル未満のもの	11,000円																				
			300平方メートル以上1,000平方	19,000円																				

新		旧			
			第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合すると認めたものの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	メートル未満のもの	
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,700 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	91,600 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	144,900 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	182,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	228,600 円
				50,000 平方メートル以上のもの	319,900 円
			その他のもの	モデル建物法によるもの	
				300 平方メートル未満のもの	99,200 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	126,300 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	166,200 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	269,000 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	351,100 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	421,900 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	495,000 円
				50,000 平方メートル以上のもの	641,100 円
			その他のもの	300 平方メートル未満のもの	259,000 円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	324,500 円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	418,900 円

新				旧			
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	597,700 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	736,200 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	870,100 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,600 円	
					50,000 平方メートル以上のもの	1,237,700 円	
			2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	全てのもの	5,600 円
			仕様基準 等による もの	その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,100 円	
					200 平方メートル以上のもの	21,600 円	
					200 平方メートル未満のもの	39,100 円	
					200 平方メートル以上のもの	43,700 円	
		3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの	300 平方メートル未満のもの	11,000 円	
					300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,100 円	
					2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	51,300 円	
					5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	91,600 円	
					10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	147,200 円	
					25,000 平方メートル以上 50,000	222,500 円	

新			旧										
						平方メートル未満のもの							
						50,000 平方メートル以上のもの	337,400 円						
					その他のもの	仕様基準によるものの		300 平方メートル未満のもの	37,600 円				
								300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	65,000 円				
								2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	117,500 円				
								5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	177,600 円				
								10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	326,000 円				
								25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	551,300 円				
								50,000 平方メートル以上のもの	966,800 円				
							その他のもの		300 平方メートル未満のもの	78,700 円			
									300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	131,200 円			
									2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	223,300 円			
									5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	319,900 円			
									10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	629,700 円			
									25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,113,700 円			
									50,000 平方メートル以上のもの	2,046,600 円			
								4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして認定に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる			

新	旧			
	<table><tr><td></td><td></td><td>区分に応じそれぞれ 右欄に定める金額 に、住宅の用途に供 する部分を2の項の 一戸建ての住宅又は 3の項の共同住宅等 とみなして認定に係 る評価方法の欄及び 床面積の合計の欄に 掲げる区分に応じそ れぞれ右欄に定める 金額を加算した額</td></tr></table> 備考 1 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。 （1）法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2 第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」とい う。） （2）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の規定による建築 物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知及び検査済証 （3）都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条の規定による低炭素建築物新築等 計画の認定の通知及び検査済証 2 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定 する建設住宅性能評価書をいう。 3 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同 住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）であって消費性能基準に 係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（次項において「省令」という。）第4条 第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は仕様基準 （住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量 に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合すること を確認することをいう。次項において同じ。）については、当該認定の申請に係る部分の床面 積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。			区分に応じそれぞれ 右欄に定める金額 に、住宅の用途に供 する部分を2の項の 一戸建ての住宅又は 3の項の共同住宅等 とみなして認定に係 る評価方法の欄及び 床面積の合計の欄に 掲げる区分に応じそ れぞれ右欄に定める 金額を加算した額
		区分に応じそれぞれ 右欄に定める金額 に、住宅の用途に供 する部分を2の項の 一戸建ての住宅又は 3の項の共同住宅等 とみなして認定に係 る評価方法の欄及び 床面積の合計の欄に 掲げる区分に応じそ れぞれ右欄に定める 金額を加算した額		

新	旧
	4 「仕様基準等」とは、仕様基準、省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準をいう。

（和泉市建築基準法施行条例の一部改正）

第2条 和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（工事監理者の届出） 第67条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の建築主事又は建築副主事（以下「<u>建築主事等</u>」という。）の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。 2、3 略 4 <u>第1項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。この場合において、第1項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</u> （確認、検査等の手数料） 第68条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合	（工事監理者の届出） 第67条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の建築主事の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を定め、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に届け出なければならない。 2、3 略 （確認、検査等の手数料） 第68条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合

新			旧			
を含む。)の確認の申請をしようとする者又は法第18条第2項の規定による通知者(法第87条第1項において準用する場合を含む。)は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			を含む。)の確認の申請をしようとする者又は法第18条第2項の規定による通知者(法第87条第1項において準用する場合を含む。)は、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			
項	床面積の合計	金額	項	区分		金額
				床面積の合計	申請又は通知の方法	
1	100平方メートル以下のもの	38,000円	1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク等による場合(以下「磁気ディスク等申請」という。)	31,000円
					書類又は図書のみにによる場合(以下「書類申請」という。)	33,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円	2	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	42,000円
					書類申請	44,000円
3	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円	3	200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	58,000円
					書類申請	60,000円
4	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円	4	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	85,000円
					書類申請	87,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円	5	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	114,000円
					書類申請	116,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円	6	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	273,000円
					書類申請	275,000円
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円	7	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	磁気ディスク等申請	468,000円
					書類申請	470,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	8	50,000平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等申請	728,000円

新			旧		
				書類申請	730,000 円
備考 略			備考 略		
2 法第6条の3第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第5項第1号若しくは第2号により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを<u>建築主事等</u>が審査する場合は、前項の手数料のほか、当該審査を行う1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分にあつては、当該独立部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計額の手数料を納付しなければならない。			2 法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書により特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを<u>建築主事</u>が審査する場合は、前項の手数料のほか、当該審査を行う1の建築物ごと（法第20条第2項に規定する部分にあつては、当該独立部分ごと）に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の合計額の手数料を納付しなければならない。		
略			略		
備考 略			備考 略		
3 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1)法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第20項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合に限る。)			3 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1)法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合に限る。)		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	25,000 円	1	100 平方メートル以下のもの	円 22,000

新			旧		
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>29,000 円</u>	2	100 平方メートルを超え、 <u>200 平方メートル</u> 以下のもの	<u>26,000</u>
3	200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以下のもの	<u>36,000 円</u>	3	200 平方メートルを超え、 <u>500 平方メートル</u> 以下のもの	<u>32,000</u>
4	<u>300 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>60,000 円</u>	4	<u>500 平方メートル</u> を超え、1,000 平方メートル以下のもの	<u>55,000</u>
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>84,000 円</u>	5	1,000 平方メートルを超え、 <u>2,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>76,000</u>
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>229,000 円</u>	6	2,000 平方メートルを超え、 <u>10,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>209,000</u>
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>336,000 円</u>	7	10,000 平方メートルを超え、 <u>50,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>308,000</u>
8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>566,000 円</u>	8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>518,000</u>
備考 略			備考 略		
(2)法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第20項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。)			(2)法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合に限る。)		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	<u>22,000 円</u>	1	100 平方メートル以下のもの	<u>円</u> <u>20,000</u>
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>26,000 円</u>	2	100 平方メートルを超え、 <u>200 平方メートル</u> 以下のもの	<u>24,000</u>
3	200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以下のもの	<u>33,000 円</u>	3	200 平方メートルを超え、 <u>500 平方メートル</u> 以下のもの	<u>30,000</u>
4	<u>300 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>57,000 円</u>	4	<u>500 平方メートル</u> を超え、 <u>1,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>52,000</u>
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>78,000 円</u>	5	1,000 平方メートルを超え、 <u>2,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>71,000</u>
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>218,000 円</u>	6	2,000 平方メートルを超え、 <u>10,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>199,000</u>
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>315,000 円</u>	7	10,000 平方メートルを超え、 <u>50,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>288,000</u>
8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>523,000 円</u>	8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>478,000</u>

新			旧		
備考 略			備考 略		
(3)法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請をしようとする者又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事終了の通知者			(3)法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請をしようとする者又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事終了の通知者		
項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額	項	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	20,000 円	1	100 平方メートル以下のもの	円 18,000
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	23,000 円	2	100 平方メートルを超え、200 平方メートル以下のもの	21,000
3	200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	29,000 円	3	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以下のもの	27,000
4	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	50,000 円	4	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下のもの	46,000
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	68,000 円	5	1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの	62,000
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	184,000 円	6	2,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以下のもの	168,000
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	279,000 円	7	10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メートル以下のもの	255,000
8	50,000 平方メートルを超えるもの	470,000 円	8	50,000 平方メートルを超えるもの	430,000
4 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第2項の規定による通知者は、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			4 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第2項の規定による通知者は、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	申請又は通知に係る昇降機の内容	金額	項	区分	金額
				申請又は通知に係る昇降機の内容	申請又は通知の方法
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)	24,000 円	1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下	磁気ディスク等申請

新			旧			
	を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）			この表において同じ。）を設置する場合 （2の項に規定する場合を除く。）		19,000
2	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円			書類申請	21,000
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	13,000 円	2	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	11,000
4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円			書類申請	13,000
			3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	9,000
					書類申請	11,000
			4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	7,000
					書類申請	9,000
備考 略			備考 略			
5 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			5 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			
(1)法第87条の4において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知者			(1)法第87条の4において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知者			
項	申請又は通知に係る昇降機の内容	金額	項	区分		金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	24,000 円	1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	円
						19,000
					書類申請	21,000

新			旧			
2	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000 円	2	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	磁気ディスク等申請	11,000
					書類申請	13,000
3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4 の項に規定する場合を除く。）	13,000 円	3	小荷物専用昇降機を設置する場合（4 の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	9,000
					書類申請	11,000
4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円	4	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等申請	7,000
					書類申請	9,000
備考 略			備考 略			
(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知者			(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の確認の申請をしようとする者又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知者			
項	申請又は通知の内容	金額	項	区分		金額
				申請又は通知の内容	申請又は通知の方法	
1	工作物を築造する場合（2の項に規定する場合を除く。）	21,000 円	1	工作物を築造する場合（2の項に規定する場合を除く。）	磁気ディスク等申請	円
					書類申請	16,000
						18,000
2	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	12,000 円	2	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	磁気ディスク等申請	8,000
					書類申請	10,000
備考 略			備考 略			
6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第20項の			6 法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第18条第16項の			

新			旧		
規定による工事完了の通知者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			規定による工事完了の通知者は、第3項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	20,000 円	1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	18,000 円
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	11,000 円	2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000 円
備考 略			備考 略		
7 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			7 次の各号に掲げる者は、当該各号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
(1)法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事完了の通知者			(1)法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知者		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	20,000 円	1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査を受ける場合	18,000 円
2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	11,000 円	2	小荷物専用昇降機の完了検査を受ける場合	10,000 円
備考 略			備考 略		
(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第88条			(2)法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は法第88条		

新			旧		
第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による工事完了の通知者			第1項及び第2項において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知者		
項	区分	金額	項	区分	金額
1	工作物の完了検査を受ける場合	14,000 円	1	工作物の完了検査を受ける場合	12,000 円
備考 略			備考 略		
8 法第6条第1項の確認の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。)第2条第1項第1号に該当する場合(同項第2号若しくは第3号の規定その他これらに類する規定に適合することの確認に必要な書面又はそれらの写しを提出しない場合に限る。この項において同じ。)に限る。)をしようとする者又は法第18条第2項の規定による計画(当該計画に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合であつて建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)の通知者は、第1項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄					

新			旧
に定める金額の手数料を納付しなければならない。			
項	区分		金額
	確認の申請又は計画の通知に係る建築物	床面積の合計	
1	一戸建ての住宅	200 平方メートル未満のもの	20,600 円
		200 平方メートル以上のもの	22,100 円
2	共同住宅等	300 平方メートル未満のもの	38,400 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円
		50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円
備考			
1 「床面積の合計」とは、消費性能基準適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。次項において同じ。			
2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をい			

新				旧			
<u>う。次項において同じ。</u> 9 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者又は建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為を含む法第18条第20項の規定による工事の完了通知者は、第3項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。				8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の規定を含む法第7条第1項の規定による完了検査の申請をしようとする者又は建築物省エネルギー法第11条第1項の規定を含む法第18条第16項の規定による工事完了の通知者は、第3項及び第6項の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			
項	区分		金額	項	区分		金額
	確認の申請又は計画の通知に係る建築物	床面積の合計			建築物の用途	床面積の合計	
1	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	7,400円				
		200平方メートル以上のもの	8,200円				
2	共同住宅等	300平方メートル未満のもの	14,100円				
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300円				
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	69,100円				

新				旧			
		<u>方メートル未満のもの</u>					
		10,000 平方メートル以上 25,000	<u>127,100 円</u>				
		<u>平方メートル未満のもの</u>					
		25,000 平方メートル以上 50,000	<u>214,800 円</u>				
		<u>平方メートル未満のもの</u>					
		50,000 平方メートル以上のもの	<u>377,500 円</u>				
	<u>3</u>	工場等のみ	300 平方メートル未満のもの	<u>1</u>	工場等のみ	1,000 平方メートル未満のもの	<u>19,500 円</u>
		のもの	300 平方メートル以上 1,000 平方				
			<u>メートル未満のもの</u>				
			1,000 平方メートル以上 2,000 平			1,000 平方メートル以上 2,000 平	<u>27,900 円</u>
			方メートル未満のもの			方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平			2,000 平方メートル以上 5,000 平	<u>70,200 円</u>
			方メートル未満のもの			方メートル未満のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平			5,000 平方メートル以上 10,000 平	<u>105,400 円</u>
			方メートル未満のもの			方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000			10,000 平方メートル以上 25,000	<u>131,600 円</u>
			平方メートル未満のもの			平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000			25,000 平方メートル以上 50,000	<u>163,300 円</u>
			平方メートル未満のもの			平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの			50,000 平方メートル以上のもの	<u>226,900 円</u>
	<u>4</u>	その他のも	300 平方メートル未満のもの	<u>2</u>	その他のも	1,000 平方メートル未満のもの	<u>85,500 円</u>
		の	300 平方メートル以上 1,000 平方				
			<u>メートル未満のもの</u>				

新				旧			
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	113,000 円			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	112,800 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	183,600 円			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	181,300 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	239,300 円			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	235,400 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	287,600 円			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	282,500 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	338,100 円			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
		50,000 平方メートル以上のもの	437,700 円			50,000 平方メートル以上のもの	428,100 円
	5	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分が工場等のみの場合は当該部分を 3 の項の工場等のみのものとみなし、その他の場合は住宅以外の用途に供する部分を 4 の項の非住宅建築物とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分の住戸数が 1 の場合は当該部分を 1 の項の一戸建ての住宅とみなし、その				

新			旧			
		他の場合は住宅の用途に供する部分を2の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額				
備考			備考 <u>1 「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u> <u>2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築等をする場合（増築等後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第36条第1項の規定により建築物の増築等の認定を受け、かつ、これらの認定を建築物省エネルギー法第12条第3項の適合通知書の交付を受けたも</u>			

新	旧																		
1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。 2 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。 1 0 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。 <table><tr><th>項</th><th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr><tr><td>1</td><td>法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">(以下略)</td></tr></table> 備考 略 1 1 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第87条の2第1項の規定による全体計画認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。ただし、法第86条の8第3項の規定による認定のうち、工事期間	項	床面積の合計	金額	1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者	略	(以下略)			<u>のとみなしたときは、当該増築等に係る部分の床面積の合計に当該増築等をす</u> <u>る部分以外の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。 9 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。 <table><tr><th>項</th><th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr><tr><td>1</td><td>法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">(以下略)</td></tr></table> 備考 略 1 0 法第86条の8第1項若しくは第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は法第87条の2第1項の規定による全体計画認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。ただし、法第86条の8第3項の規定による認定のうち、工事期間	項	床面積の合計	金額	1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者	略	(以下略)		
項	床面積の合計	金額																	
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者	略																	
(以下略)																			
項	床面積の合計	金額																	
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の認定の申請をしようとする者	略																	
(以下略)																			

新			旧		
のみを変更する場合にあっては、床面積の合計にかかわらず、手数料を <u>23,000円</u> とする。			のみを変更する場合にあっては、床面積の合計にかかわらず、手数料を <u>21,000円</u> とする。		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	<u>38,000 円</u>	1	100 平方メートル以下のもの	円 <u>33,000</u>
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>50,000 円</u>	2	100 平方メートルを超え、 <u>200 平方メートル</u> 以下のもの	<u>44,000</u>
3	200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以下のもの	<u>72,000 円</u>	3	200 平方メートルを超え、 <u>500 平方メートル</u> 以下のもの	<u>60,000</u>
4	<u>300 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>97,000 円</u>	4	<u>500 平方メートル</u> を超え、 <u>1,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>87,000</u>
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>130,000 円</u>	5	1,000 平方メートルを超え、 <u>2,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>116,000</u>
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>307,000 円</u>	6	2,000 平方メートルを超え、 <u>10,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>275,000</u>
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>524,000 円</u>	7	10,000 平方メートルを超え、 <u>50,000 平方メートル</u> 以下のもの	<u>470,000</u>
8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>814,000 円</u>	8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>730,000</u>
備考 略			備考 略		
12 令第137条の16第2号の規定による認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。			11 令第137条の16第2号の規定による認定の申請をしようとする者は、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。		
項	床面積の合計	金額	項	床面積の合計	金額
1	100 平方メートル以下のもの	<u>31,000 円</u>	1	100 平方メートル以下のもの	<u>27,000 円</u>
2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>40,000 円</u>	2	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	<u>36,000 円</u>
3	200 平方メートルを超え <u>300 平方メートル</u> 以下のもの	<u>58,000 円</u>	3	200 平方メートルを超え <u>500 平方メートル</u> 以下のもの	<u>49,000 円</u>
4	<u>300 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>77,000 円</u>	4	<u>500 平方メートル</u> を超え 1,000 平方メートル以下のもの	<u>70,000 円</u>

新			旧		
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>104,000 円</u>	5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	<u>93,000 円</u>
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>245,000 円</u>	6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	<u>220,000 円</u>
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>419,000 円</u>	7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	<u>377,000 円</u>
8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>651,000 円</u>	8	50,000 平方メートルを超えるもの	<u>584,000 円</u>
備考 略			備考 略		

第3条 和泉市建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧								
第21条の2 削除	<u>(客席)</u> 第21条の2 劇場等(公会堂又は集会場の用途に供する建築物で床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。)の客席には、次に掲げるところにより、車いす利用の利用者用に供する部分を設けなければならない。 (1) 床は、平たんとすること。 (2) 次の表に定める数以上とすること。 <table> <tr> <th>客席の種別</th><th>車いす利用の利用者用に供する部分の数</th></tr> <tr> <td>客席等の数が100席以下のもの</td><td>1</td></tr> <tr> <td>客席等の数が100席を超え400席以下のもの</td><td>2</td></tr> <tr> <td>客席等の数が400席を超えるもの</td><td>2に400席を超える席数200席(200席に満た</td></tr> </table>	客席の種別	車いす利用の利用者用に供する部分の数	客席等の数が100席以下のもの	1	客席等の数が100席を超え400席以下のもの	2	客席等の数が400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席(200席に満た
客席の種別	車いす利用の利用者用に供する部分の数								
客席等の数が100席以下のもの	1								
客席等の数が100席を超え400席以下のもの	2								
客席等の数が400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席(200席に満た								

新	旧		
(客席内の通路) 第21条の3 <u>劇場等に設ける高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第15条の規定により設けた車椅子使用者用部分に通ずる客席内の通路のうち一以上は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) <u>縦通路の幅員は、椅子席が通路の片側のみにある場合は、1.2メートル以上1.8メートル以下とすること。</u> (2) <u>横通路の幅員は、客席の最後部の横通路にあつては、1.2メートル以上2.4メートル以下とすること。</u> (3) 略	<table border="1" data-bbox="1149 300 2033 399"> <tr> <td></td><td>ない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数</td></tr> </table> (3) <u>車いす使用の利用者用に供する部分1につき、幅を85センチメートル以上とし、奥行きを1.2メートル以上とすること。</u> (客席内の通路) 第21条の3 <u>劇場等の客席内に設ける通路のうち1以上の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) <u>縦通路の幅員は、1.2メートル以上（いす席が通路の片側のみにある場合は、幅員1.2メートル以上1.8メートル以下）とすること。</u> (2) <u>横通路の幅員は、1.2メートル以上（客席の最後部の横通路の幅員は、1.2メートル以上2.4メートル以下）とすること。</u> (3) 略 <u>2 前項に規定する通路に高低差がある場合は、次の各号に定める構造の傾斜路を設けなければならない。</u> (1) <u>幅員を1.2メートル以上としたもの</u> (2) <u>勾配を12分の1以下としたもの</u> (3) <u>表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたもの</u>		ない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数
	ない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に工事中の改正前の和泉市建築基準法施行条例第21条の2に規定する劇場等の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築又は同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替については、第3条の規定による改正後の和泉市建築基準法施行条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 14 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本市の行政手続等における情報通信技術の利用に関する必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市の機関等に係る手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）条例等 市の条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規則その他の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則並びに教育委員会規則をいう。

（2）市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、消防本部（消防署を含む。）、地方公営企業法第7条の規定に基づき市に置かれる管理者（管理者の権限を行う市長を含む。）若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例において独立に権限を行使することを認められた職員又は議会をいう。

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者

（3）書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番

号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置で

あって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

(手続等における情報通信技術の利用に関する状況の公表)

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 15 号

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和泉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 （3）個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4）情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （3）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

新	旧
(5)、(6) 略	(5)、(6) 略

(和泉市税条例の一部改正)

第2条 和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(市民税の申告等) 第15条 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2ヶ月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (固定資産税の減免)	(市民税の申告等) 第15条 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2ヶ月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (固定資産税の減免)

新	旧
第30条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載し、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 略 3 略 （種別割の減免） 第37条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない	第30条 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載し、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 略 3 略 （種別割の減免） 第37条 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない

新	旧
い。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) ～ (8) 略 3 略 （特別土地保有税の減免） 第56条の2 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	い。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) ～ (8) 略 3 略 （特別土地保有税の減免） 第56条の2 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

新	旧
<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （2）、（3）略 3 略	<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （2）、（3）略 3 略

（和泉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第3条 和泉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（定義） 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） 第12条 略	（定義） 第2条 略 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） 第12条 略

新			旧		
2～4 略			2～4 略		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(中略)			(中略)		
第38条 第1項第 1号	又は第12条 第1項及び第 2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5項の規定により読み替 えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。)の規 定に違反して利用されているとき、 番号利用法第20条の規定に違反し て収集され、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第29条の 規定に違反して作成された特定個人 情報ファイル(番号利用法第2条第 10項に規定する特定個人情報ファ イルをいう。)に記録されていると き	第38条 第1項第 1号	又は第12条 第1項及び第 2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5項の規定により読み替 えて適用する同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限る。)の規 定に違反して利用されているとき、 番号利用法第20条の規定に違反し て収集され、若しくは保管されてい るとき、又は番号利用法第29条の 規定に違反して作成された特定個人 情報ファイル(番号利用法第2条第 9項に規定する特定個人情報ファ イルをいう。)に記録されていると き
(以下略)			(以下略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに拘禁刑が創設されるため、関係条例において所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の制定に伴い、関係条例を整理することを目的とする。

（和泉市功労者表彰条例の一部改正）

第2条 和泉市功労者表彰条例（昭和60年和泉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（資格の喪失） 第5条 功労者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当したときは、その資格を失うものとする。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）、（3）略	（資格の喪失） 第5条 功労者が次の各号の<u>一</u>に該当したときは、その資格を失うものとする。 （1）<u>禁固</u>以上の刑に処せられたとき。 （2）、（3）略

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）、（2）略 （3）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、	第25条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）、（2）略 （3）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 （1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑

新	旧
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）略 2～4 略 5 任命権者は、期末手当の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該期末手当の一時差止処分を取り消されなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、期末手当の一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが期末手当の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）期末手当の一時差止処分を受けた者が、当該期末手当の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）、（3）略 6～9 略 （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い） 第42条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 （2）略 2～4 略 5 任命権者は、期末手当の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該期末手当の一時差止処分を取り消されなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、期末手当の一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが期末手当の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （1）期末手当の一時差止処分を受けた者が、当該期末手当の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 （2）、（3）略 6～9 略 （起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い） 第42条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規

新	旧
規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項第2号において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2、3 略 (退職手当の返納) 第42条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき又はその者の基礎在職期間中の行為が第38条第1項第2号に規定する懲戒免職の処分を行うことが相当である行為に該当することが明らかになったときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第40条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。 (1)、(2) 略 2～4 略	定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項第2号において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 2、3 略 (退職手当の返納) 第42条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき又はその者の基礎在職期間中の行為が第38条第1項第2号に規定する懲戒免職の処分を行うことが相当である行為に該当することが明らかになったときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第40条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。 (1)、(2) 略 2～4 略

(和泉市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第4条 和泉市ラブホテル建築規制条例(昭和57年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(罰則) 第9条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30,000円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は6月以下の<u>懲役</u>又は30,000円以下の罰金に処する。

(和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(欠格事項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)、(3) 略	(欠格事項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)、(3) 略

(和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2) ～ (5) 略	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2) ～ (5) 略

(和泉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 和泉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報

新	旧
盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例第25条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第1号に係る部分に限る。）並びに第42条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 17 号

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の施行に伴い、条例に基づく規制に関して、法と重複する部分を削除する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市生活環境の保全等に関する条例（平成 11 年和泉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 略 第 1 節 略 <u>第 2 節 家畜の管理（第 19 条・第 20 条）</u> <u>第 3 節 愛玩動物の管理（第 21 条・第 22 条）</u> <u>第 4 節 住環境への配慮（第 23 条）</u> <u>第 5 節 電波障害の防止等（第 24 条・第 25 条）</u> <u>第 6 節 空き地の管理（第 26 条・第 27 条）</u> <u>第 7 節 ため池等の危険防止（第 28 条―第 30 条）</u> 第 5 章 緑化の推進（第 31 条―第 33 条） 第 6 章 補則（第 34 条―第 36 条） 第 7 章 罰則（第 37 条・第 38 条）	目次 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 略 第 1 節 略 <u>第 2 節 土砂等の処理（第 19 条―第 38 条）</u> <u>第 3 節 家畜の管理（第 39 条・第 40 条）</u> <u>第 4 節 愛玩動物の管理（第 41 条・第 42 条）</u> <u>第 5 節 住環境への配慮（第 43 条）</u> <u>第 6 節 電波障害の防止等（第 44 条・第 45 条）</u> <u>第 7 節 空き地の管理（第 46 条・第 47 条）</u> <u>第 8 節 ため池等の危険防止（第 48 条―第 50 条）</u> 第 5 章 緑化の推進（第 51 条―第 53 条） 第 6 章 補則（第 54 条―第 56 条） 第 7 章 罰則（第 57 条―第 60 条）

新	旧
附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 第18条 略	附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>土砂等 土、砂、石その他これらに類する物をいい、廃棄物を除くものとする。</u> (5) <u>埋立て等 埋立て区域外で採取された土砂等を搬入して行う土地の埋立て及び盛土行為をいう。</u> (6) <u>埋立て区域 土砂等による埋立て等に従事する土地の範囲をいう。</u> (7) <u>埋立て事業区域 埋立て区域と埋立て等に従事する施設(進入路、現場事務所、保安地帯等をいう。)とをあわせた全体の区域をいう。</u> (8) <u>排出事業者 残土が発生する工事を施工する者をいう。</u> 第18条 略 <u>第2節 土砂等の処理</u> <u>(許可)</u> 第19条 <u>土地の埋立て等を行おうとする者は、埋立て事業区域ごと</u>

新	旧
	<u>に、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</u> <u>(1) 埋立て区域の計画面積が500平方メートル未満である埋立て等であって、かつ、埋立て区域における埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満のもの</u> <u>(2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う土地の埋立て等で、あらかじめ市長に届け出たもの</u> <u>(3) 法令等の規定による許可その他これに相当する手続を経て行う行為のうち規則に定めるもので、あらかじめ市長に届け出た土地の埋立て等</u> <u>(4) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等(許可の申請)</u> <u>第20条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を市長に提出しなければならない。</u> <u>2 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て事業区域内の土地の所有者(以下「土地所有</u>

新	旧
	者」という。) に対し、事業の内容を説明し、当該埋立て等の同意を文書により得なければならない。 <u>(許可の基準)</u> 第21条 市長は、第19条の許可の申請が、次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。 (1) 埋立て事業区域及びその周辺における道路、河川、水路その他の公共施設の維持管理上支障がないこと。 (2) 埋立て等の施工に関する計画が規則で定める構造上の基準に適合していること。 (3) 埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。 (4) 前条第2項の同意を得ていること。 (5) 申請者が次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。 ア 第32条又は第33条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 第31条第1項又は第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者 ウ 第31条第4項の規定により埋立て等の停止を命じられ、そ

新	旧
	<u>の停止期間が経過しない者</u> <u>エ 埋立て等の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</u> <u>(6) 当該申請に係る埋立て等の期間が3年以内の期間であること。</u> <u>(変更の許可等)</u> <u>第22条 第19条の許可を受けた者は、許可に係る事項を変更して埋立て等を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときはこの限りでない。</u> <u>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 変更の内容及びその理由</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> <u>3 第19条の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、前条第6号中「3年」とあるのは、「1年」とする。</u> <u>(許可の条件)</u>

新	旧
	<u>第23条 市長は、第19条及び前条の許可について、環境保全及び災害防止上必要な条件を付することができる。</u> <u>(埋立て行為者の責務)</u> <u>第24条 埋立て行為者は、埋立て等によって土壌の汚染及び災害が発生することのないよう努めなければならない。</u> <u>2 埋立て行為者は、埋立て等に係る苦情及び紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。</u> <u>(土地所有者の責務)</u> <u>第25条 土地所有者は、埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある埋立て行為者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。</u> <u>(排出事業者の責務)</u> <u>第26条 排出事業者は、安全基準に適合しない土砂等を埋立て等の用に供してはならない。</u> <u>(関係者への事前説明)</u> <u>第27条 第19条の許可を受けようとする者は、当該埋立て区域の周辺関係者に対して、当該埋立て等に係る工事の概要を事前に説明し、協議を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u>

新	旧
	<u>(標識の掲示)</u> <u>第28条 第19条の許可を受けた者は、当該埋立て事業区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る埋立て等の工事を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。</u> <u>2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。</u> <u>3 第1項の標識を掲示した者は、第30条第1項の規定により許可を取り消され、又は当該埋立て等に係る工事を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。</u> <u>(埋立て等の廃止等)</u> <u>第29条 埋立て行為者は、当該許可に係る埋立て等を廃止し、又は中止しようとするときは、当該埋立て等の廃止又は中止後の当該埋立て等による土壌の汚染及び当該埋立て等を使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 埋立て行為者は、当該埋立て等を廃止し、又は中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第19条及び第2</u>

新	旧
	<u>2条第1項の許可は、その効力を失う。</u> <u>(埋立て等の完了)</u> <u>第30条 埋立て行為者は、当該許可に係る埋立て等を完了したときは、当該埋立て等完了後の当該埋立て等による土壌の汚染及び当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 埋立て行為者は、当該埋立て等を完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>(許可の取消し等)</u> <u>第31条 市長は、第19条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同条の許可を取り消すことができる。</u> <u>(1) 偽りその他不正な手段により第19条又は第22条第1項の許可を受けたとき。</u> <u>(2) 第19条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該埋立て等に係る工事に着手していないとき。</u> <u>(3) 第19条の許可を受け、埋立て等に係る工事に着手した日後1年以上引き続き当該埋立て等を行っていないとき。</u> <u>(4) 第23条の条件に違反したとき。</u> <u>(5) 第22条第1項の規定に違反して、許可に係る事項を変更したとき。</u>

新	旧
	2 市長は、第22条第1項の許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る変更後の工事に着手せず、又は当該許可に係る変更後の工事に着手した日後1年以上引き続き当該工事を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。 3 市長は、前2項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに係る埋立て等について、土砂等の崩落、飛散又は流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該取消しを受けた者に対し、土砂等の撤去その他必要な措置を講じるよう命ずることができる。 4 市長は、第19条の規定に違反して埋立て等を行った者に対し、6月以内の期間を定めて埋立て等の停止を命ずることができる。 (措置命令等) 第32条 市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使 用された土砂等の撤去及び当該土砂等の搬入による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

新	旧
	2 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該埋立て等を行う第19条又は第22条第1項の許可を受けた者に対し、当該埋立て等を停止し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 市長は、第19条又は第22条第1項の規定に違反して埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （廃止、完了に伴う義務違反に対する措置命令） 第33条 市長は、第29条第1項及び第30条第1項の規定に違反した者に対し、その埋立て等を停止し、又は埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 市長は、第29条第1項及び第30条第1項の規定に違反した者

新	旧
	<u>が行った埋立て等に対し、土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、その埋立て等を停止し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u> <u>(埋立て等に係る土地所有者の義務)</u> <u>第34条 土地所有者は、第20条第2項の同意をしようとするときは、当該埋立て等に係る市長への申請内容を確認しなければならない。</u> <u>2 第20条第2項の同意をした土地所有者は、当該埋立て等についてその状況を把握しなければならない。</u> <u>3 第20条第2項の同意をした土地所有者は、当該埋立て等により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。</u> <u>(土地所有者等に対する勧告)</u> <u>第35条 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生じるおそれがあると認めるときは、土地所有者に対し、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措</u>

新	旧
第2節 略	<u>置をとるべきことを勧告することができる。</u> <u>(地質検査等の報告)</u> <u>第36条 第19条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより定期的に、当該許可に係る埋立て区域の土壌についての地質検査及び当該埋立て事業区域外への排水についての水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u> <u>(地位の承継)</u> <u>第37条 第19条の許可を受けた者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</u> <u>2 前項の規定により地位を承継した者は、規則で定めるところにより遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出るとともに、埋立て行為に同意をした土地所有者等に通知しなければならない。</u> <u>(関係書類の閲覧)</u> <u>第38条 第19条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る申請書類の一式を事務所に備え置き、当該埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</u> 第3節 略

新	旧
<u>第19条、第20条</u> 略 <u>第3節</u> 略 <u>第21条、第22条</u> 略 <u>第4節</u> 略 <u>第23条</u> 略 <u>第5節</u> 略 <u>第24条、第25条</u> 略 <u>第6節</u> 略 <u>第26条、第27条</u> 略 <u>第7節</u> 略 <u>第28条、第29条</u> 略 (違反時の措置) <u>第30条</u> 市長は、<u>第28条</u>の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。 <u>第31条～第36条</u> 略	<u>第39条、第40条</u> 略 <u>第4節</u> 略 <u>第41条、第42条</u> 略 <u>第5節</u> 略 <u>第43条</u> 略 <u>第6節</u> 略 <u>第44条、第45条</u> 略 <u>第7節</u> 略 <u>第46条、第47条</u> <u>第8節</u> 略 <u>第48条、第49条</u> 略 (違反時の措置) <u>第50条</u> 市長は、<u>第48条</u>の規定に違反していると認めるときは、当該違反者に対して必要な措置を採るべきことを指導し、又は勧告することができる。 <u>第51条～第56条</u> 略 <u>(罰則)</u> <u>第57条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 <u>(1) 第19条の規定に違反して埋立て等を行い、又は第22条の規</u>

新	旧
(罰則) <u>第37条</u> <u>第34条第1項</u>に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った者は、10万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) <u>第38条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>同条</u>の罰金刑を科する。	<u>定に違反して許可に係る事項を変更して埋立て等を行った者</u> <u>(2) 第31条第3項若しくは第4項、第32条第1項から第3項まで又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</u> <u>第58条 第29条第2項、第30条第2項又は第37条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。</u> <u>第59条 第54条第1項</u>に規定する調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った者は、10万円以下の罰金に処する。 (両罰規定) <u>第60条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して<u>前3条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>各本条</u>の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の和泉市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第19条又は第22条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものに係る許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第19条又は第22条第1項の許可を受けている者及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第19条又は第22条第1項の許可を受けた者に関する旧条例第22条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第2項、第33条、第34条第2項及び第3項、第35条から第38条まで、第54条並びに第55条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第31条第1項又は第2項の規定により当該許可の取消しを受けた者にあつては取消し前の当該許可の期間が満了する日までの間、施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第31条第3項、第32条第1項若しくは第2項又は第33条の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第31条第1項又は第2項の規定により旧条例第19条又は第22条第1項の許可の取消しを受けた者に関する旧条例第24条、第26条、第28条第3項、第29条第1項及び第2項、第31条第3項、第32条第1項、第33条（第29条第1項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第34条第2項及び第3項、第35条、第54条並びに第55条の規定の適用については、取消し前の当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から取消し前の当該許可の期間が満了する日までに旧条例第31条第3項、第32条第1項又は第33条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は取消し前の当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第19条又は第22条第1項の規定に違反して埋立て等を行っている者に関する旧条例第31条第4項、第32条第1項及び第3項、第35条並びに第54条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行前に旧条例第31条第4項又は第32条第3項の規定による命令を受けた者、この条例の施行前に旧条例第31条第1項の規定による命令を受けた者であつて旧条例第19条の規定に違反して埋立て等を行ったもの及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第31条第4項又は第32条第1項若しくは第3項の規定による命令を受けた者に関する旧条例第24条、第26条、第29条第2項、第31条第4項、第32条第1項及び第3項、第34条第2項及び第3項、第35条、第54条並びに第55条の規定の適用については、当該埋立てに係る全ての命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為及び第3項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 18 号

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正により、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

新	旧
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2）学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水</u>	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2）学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を</u>

新	旧
<u>道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した後。次号及び次条において同じ。））、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） （4）<u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （5）<u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「<u>高等学校等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （3）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した後）、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （4）<u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

新	旧
(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (8) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低</u>	(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事</u>

新	旧
<u>経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）<u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学</u>	した経験を有する者 <u>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1）<u>前条の規定により水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者</u>

新	旧
<u>前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程</u>にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校<u>の卒業生</u>については5年以上、同条第3号に規定する学校<u>の卒業生</u>（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校<u>の卒業生</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事	(2) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した（<u>当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。</u>）後、同条第1号に規定する学校<u>を卒業した者</u>については5年以上、同条第3号に規定する学校<u>を卒業した者</u>（専門職大

新	旧
した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号、第2号又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 略 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧		
別表				別表		
退職報償金支給額表（第2条関係）				退職報償金支給額表（第2条関係）		
階級	勤務年数			階級	勤務年数	
	略	30年以上35年未満	35年以上		略	30年以上
団長	略	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>	団長	略	円 979,000
副団長	略	909,000	<u>1,009,000</u>	副団長	略	909,000
分団長	略	849,000	<u>949,000</u>	分団長	略	849,000
副分団長	略	809,000	<u>909,000</u>	副分団長	略	809,000
部長及び班長	略	734,000	<u>834,000</u>	部長及び班長	略	734,000
団員	略	689,000	<u>789,000</u>	団員	略	689,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 21 号

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、従来のいじめ防止対策委員会の担当事務を分割し、いじめ重大事態の調査審議に特化した調査組織としていじめ問題調査委員会を新たに設置することで、より高い中立性・公平性を確保する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（案）

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成２９年和泉市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次 第１章・第２章 略 第３章 和泉市いじめ防止対策委員会（第１１条—<u>第１７条</u>） <u>第４章 和泉市いじめ問題調査委員会（第１８条—第２２条）</u> <u>第５章 和泉市いじめ問題再調査委員会（第２３条—第２７条）</u> 附則 （趣旨） 第１条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の規定に基づき、和泉市いじめ問題対策連絡協議会、和泉市いじめ防止対策委員会、<u>和泉市いじめ問題調査委員会及び和泉市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し</u>必要な事項を定めるものとする。 （担回事務）	目次 第１章・第２章 略 第３章 和泉市いじめ防止対策委員会（第１１条—<u>第１８条</u>） <u>第４章 和泉市いじめ問題再調査委員会（第１９条—第２３条）</u> 附則 （趣旨） 第１条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の規定に基づき、和泉市いじめ問題対策連絡協議会、和泉市いじめ防止対策委員会及び和泉市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （担回事務）

新	旧
第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、<u>法第1条に規定するいじめの防止等のための調査及び助言を行う。</u> (委員長及び副委員長) 第14条 略 (会議) 第15条 略	第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、<u>次に掲げる事項</u> <u>を処理する。</u> <u>(1)法第1条に規定するいじめの防止等のための調査及び助言に</u> <u>関すること。</u> <u>(2)法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審</u> <u>議に關すること。</u> (委員長及び副委員長) 第14条 略 <u>(臨時委員)</u> 第15条 対策委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があ <u>ると認めるときは、第13条の委員のほか、臨時委員を置くことが</u> <u>できる。</u> 2 臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。 3 臨時委員は、その者の選任に係る当該特別の事項に関する調査審 <u>議が終了したときは、解任されるものとする。</u> (会議) 第16条 略 2 第12条第2号の調査審議に係る事案について特別の利害関係 <u>を有する委員（次項において「関係委員」という。）は、当該会議</u> <u>に出席することができない。</u>

新	旧
<u>2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 略</u> <u>第16条 略</u> (準用) <u>第17条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条から第10条までの規定中「連絡協議会」とあるのは「対策委員会」と読み替えるものとする。</u> <u>第4章 和泉市いじめ問題調査委員会</u> (設置) <u>第18条 法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、重大事態ごとに、和泉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</u> <u>(担当事務)</u> <u>第19条 調査委員会は、教育委員会の求めに応じ、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</u> <u>(組織)</u> <u>第20条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。</u> <u>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u>	<u>3 対策委員会の会議は、委員（関係委員を除く。）の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> <u>4 略</u> <u>第17条 略</u> (準用) <u>第18条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。</u>

新	旧
(1) <u>学識経験者</u> (2) <u>心理又は福祉の分野に精通している者</u> (3) <u>弁護士</u> (4) <u>医師</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者</u> 3 <u>当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。</u> <u>(任期)</u> 第21条 <u>委員の任期は、当該調査が終了するまでとする。</u> <u>(準用)</u> 第22条 <u>第8条から第10条まで及び第14条から第16条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条から第10条までの規定中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、第14条及び第15条中「対策委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。</u> 第5章 <u>和泉市いじめ問題再調査委員会</u> 第23条～第26条 <u>略</u> <u>(準用)</u> 第27条 <u>第6条、第8条から第10条まで、第15条及び第16条</u>	第4章 <u>和泉市いじめ問題再調査委員会</u> 第19条～第22条 <u>略</u> <u>(準用)</u> 第23条 <u>第6条、第8条から第10条まで、第16条(第2項を除</u>

新	旧
の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、<u>「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と</u>、第9条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「生徒指導担当部署」とあるのは「人権施策担当部署」と、第10条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第15条中「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。	<u>く。）」及び第17条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「生徒指導担当部署」とあるのは「人権施策担当部署」と、第10条及び第16条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第15条の臨時委員である者は、施行日に、改正後の和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第20条第2項の規定により、和泉市いじめ問題調査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例22号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																				
別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額	別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額																				
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <th>略</th><th>略</th></tr> <tr> <td><u>いじめ問題調査委員会委員長</u></td><td>日額 23,000円</td></tr> <tr> <td><u>いじめ問題調査委員会委員（委員長である委員を除く。）</u></td><td>日額 20,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬額	略	略	<u>いじめ問題調査委員会委員長</u>	日額 23,000円	<u>いじめ問題調査委員会委員（委員長である委員を除く。）</u>	日額 20,000円	略	略	<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <th>略</th><th>略</th></tr> <tr> <td><u>いじめ防止対策委員会委員長（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議（次項において「事実関係の調査審議」という。）を行う場合に限る。）</u></td><td>日額 23,000円</td></tr> <tr> <td><u>いじめ防止対策委員会委員（委員長である委員を除き、事実関係の調査審議を行う場合に限る。）</u></td><td>日額 20,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬額	略	略	<u>いじめ防止対策委員会委員長（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議（次項において「事実関係の調査審議」という。）を行う場合に限る。）</u>	日額 23,000円	<u>いじめ防止対策委員会委員（委員長である委員を除き、事実関係の調査審議を行う場合に限る。）</u>	日額 20,000円	略	略
区分	報酬額																				
略	略																				
<u>いじめ問題調査委員会委員長</u>	日額 23,000円																				
<u>いじめ問題調査委員会委員（委員長である委員を除く。）</u>	日額 20,000円																				
略	略																				
区分	報酬額																				
略	略																				
<u>いじめ防止対策委員会委員長（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議（次項において「事実関係の調査審議」という。）を行う場合に限る。）</u>	日額 23,000円																				
<u>いじめ防止対策委員会委員（委員長である委員を除き、事実関係の調査審議を行う場合に限る。）</u>	日額 20,000円																				
略	略																				
備考 1～4 略 5 <u>いじめ問題調査委員会委員長、いじめ問題調査委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。</u>	備考 1～4 略 5 <u>いじめ防止対策委員会委員長、いじめ防止対策委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員が、日額により難い場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。</u>																				

議案第 22 号

和泉市認定こども園条例制定について

和泉市認定こども園条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」において公立保育所及び幼稚園の認定こども園化を位置づけている中、集団教育の確保と中部地域の待機児童への対策のため、北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市認定こども園条例（案）

（設置）

第1条 本市に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 和泉市立北松尾こども園

位置 和泉市いぶき野二丁目27番1号

（使用料）

第3条 認定こども園の使用料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置に係るものを除く。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号又は第28条第2項第1号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育又は保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育又は保育に要した費用の額）とする。

2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）、延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）及び預かり保育（通常の教育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。

（1）一時保育 日額3,200円

（2）延長保育 日額400円（月額の場合にあっては、4,000円）

(3) 預かり保育 日額1, 250円

3 前2項の使用料のうち保護者が負担すべき額及びその徴収については、規則で定める。この場合において、第1項の使用料に係る保護者が負担すべき額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号の政令で定める額を限度として定めるものとする。

(減免)

第4条 市長は、災害、経済的困難その他特別の理由があると認める者については、規則で定めるところにより前条第3項前段の保護者が負担すべき額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附則第7項の規定による改正前の和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）第2条に規定する和泉市立北松尾幼稚園に在園している幼児又は附則第8項の規定による改正前の和泉市保育所条例（昭和48年和泉市条例第40号）第2条に規定する和泉市立北松尾保育園に在園している児童は、施行日において第2条に規定する和泉市立北松尾こども園（以下この項及び次項において「北松尾こども園」という。）に入園したものとみなす。ただし、北松尾こども園に入園を希望しない者については、この限りでない。

(準備行為)

3 北松尾こども園に係る入園募集その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																																
別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額	別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額																																
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>文化財保護委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校医（幼稚園医及び認定こども園医を除く。）</td><td>略</td></tr> <tr> <td>幼稚園医、保育園医及び認定こども園医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校歯科医（幼稚園歯科医及び認定こども園医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>幼稚園歯科医、保育園歯科医及び認定こども園歯科医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師（幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師を除く。）</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬額	(中略)		文化財保護委員	略	学校医（幼稚園医及び認定こども園医を除く。）	略	幼稚園医、保育園医及び認定こども園医	略	学校歯科医（幼稚園歯科医及び認定こども園医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略	幼稚園歯科医、保育園歯科医及び認定こども園歯科医	略	学校薬剤師（幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師を除く。）	略	<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td colspan="2">(中略)</td></tr> <tr> <td>文化財保護委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校医（幼稚園医を除く。）</td><td>略</td></tr> <tr> <td>幼稚園医及び保育園医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校歯科医（幼稚園歯科医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>幼稚園歯科医及び保育園歯科医</td><td>略</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師（幼稚園薬剤師を除く。）</td><td>略</td></tr> </table>	区分	報酬額	(中略)		文化財保護委員	略	学校医（幼稚園医を除く。）	略	幼稚園医及び保育園医	略	学校歯科医（幼稚園歯科医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略	幼稚園歯科医及び保育園歯科医	略	学校薬剤師（幼稚園薬剤師を除く。）	略
区分	報酬額																																
(中略)																																	
文化財保護委員	略																																
学校医（幼稚園医及び認定こども園医を除く。）	略																																
幼稚園医、保育園医及び認定こども園医	略																																
学校歯科医（幼稚園歯科医及び認定こども園医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略																																
幼稚園歯科医、保育園歯科医及び認定こども園歯科医	略																																
学校薬剤師（幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師を除く。）	略																																
区分	報酬額																																
(中略)																																	
文化財保護委員	略																																
学校医（幼稚園医を除く。）	略																																
幼稚園医及び保育園医	略																																
学校歯科医（幼稚園歯科医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略																																
幼稚園歯科医及び保育園歯科医	略																																
学校薬剤師（幼稚園薬剤師を除く。）	略																																

新		旧	
幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師	園薬剤師 1 人 1 園当たり年額 127,000 円	幼稚園薬剤師	幼稚園薬剤師 1 人 1 園当たり年額 127,000 円
備考 略		備考 略	

(和泉市行政手続条例の一部改正)

- 5 和泉市行政手続条例（平成9年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1) ～ (3) 略 (4) 学校、<u>保育所又は認定こども園</u>において、教育又は保育の目的を達成するために、生徒、児童、幼児若しくは入所者又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 (5) ～ (11) 略	(適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (1) ～ (3) 略 (4) 学校<u>又は</u>保育所において、教育又は保育の目的を達成するために、生徒、児童、幼児若しくは入所者又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導 (5) ～ (11) 略

(和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例の一部改正)

- 6 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（令和3年和泉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2) 略 (3) 学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及び<u>認定こども園</u>をいう。 (4)、(5) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2) 略 (3) 学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をいう。 (4)、(5) 略

(和泉市立幼稚園条例の一部改正)

7 和泉市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧									
(幼稚園の名称等) 第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。 <u>名称 和泉市立国府幼稚園</u> <u>位置 和泉市府中町四丁目14番8号</u> <u>園児の定員 105人</u>	(幼稚園の名称等) 第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th><th><u>園児の定員</u></th></tr><tr><td><u>和泉市立国府幼稚園</u></td><td><u>和泉市府中町四丁目14番8号</u></td><td><u>105人</u></td></tr><tr><td><u>和泉市立北松尾幼稚園</u></td><td><u>和泉市いぶき野二丁目27番2号</u></td><td><u>70人</u></td></tr></table>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>園児の定員</u>	<u>和泉市立国府幼稚園</u>	<u>和泉市府中町四丁目14番8号</u>	<u>105人</u>	<u>和泉市立北松尾幼稚園</u>	<u>和泉市いぶき野二丁目27番2号</u>	<u>70人</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>園児の定員</u>								
<u>和泉市立国府幼稚園</u>	<u>和泉市府中町四丁目14番8号</u>	<u>105人</u>								
<u>和泉市立北松尾幼稚園</u>	<u>和泉市いぶき野二丁目27番2号</u>	<u>70人</u>								

(和泉市保育所条例の一部改正)

8 和泉市保育所条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(中略)		(中略)	
和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町 1 9 8 4 番地の 1	和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町 1 9 8 4 番地の 1
		<u>和泉市立 北松尾保育園</u>	<u>和泉市いぶき野二丁目 2 7 番 1 号</u>
(以下略)		(以下略)	

議案第 23 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年和泉市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）略 （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	（食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 （1）略 （2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

新	旧
(3) ～ (5) 略 2 略	(3) ～ (5) 略 2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 24 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

所定の役割を終えた和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を廃止する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧														
（設置） 第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。 （1）略 （2）教育委員会の附属機関 <table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td colspan="2">（中略）</td></tr><tr><td>和泉市子どもの読書活動推進協議会</td><td>略</td></tr></table>	名称	担任する事務	（中略）		和泉市子どもの読書活動推進協議会	略	（設置） 第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。 （1）略 （2）教育委員会の附属機関 <table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr><tr><td colspan="2">（中略）</td></tr><tr><td>和泉市子どもの読書活動推進協議会</td><td>略</td></tr><tr><td><u>和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会</u></td><td><u>久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議に関すること。</u></td></tr></table>	名称	担任する事務	（中略）		和泉市子どもの読書活動推進協議会	略	<u>和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会</u>	<u>久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議に関すること。</u>
名称	担任する事務														
（中略）															
和泉市子どもの読書活動推進協議会	略														
名称	担任する事務														
（中略）															
和泉市子どもの読書活動推進協議会	略														
<u>和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会</u>	<u>久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議に関すること。</u>														

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。